

障害のある人もない人も共に生きる
平和な長崎県づくり条例【逐条解説】

平成25年11月

長崎県

障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例
【逐条解説】目次

条例制定の経緯	1
1. 国の動向等について	
(1) 国の動向	2
(2) 全国の障害者差別禁止条例の制定状況	3
(3) 県内の状況	3
2. 本県における条例制定に向けた動きについて	
(1) 長崎県障害者差別禁止条例（仮称）制定推進協議会 による条例案の検討	3
(2) 県議会における取組	4
条例制定検討協議会での取組	4
意見交換会の実施状況	6
パブリックコメント等の実施状況	6
本会議での審議	6
逐条解説	7
前文	7
第1章 総則	
第1条（目的）	15
第2条（定義）	17
第3条（基本理念）	37
第4条（県の責務）	39
第5条（県と市又は町との連携）	41
第6条（市及び町の役割）	41
第7条（県民等の役割）	42
第8条（財政上の措置）	43

第2章 障害のある人に対する差別の禁止	
第9条（差別の禁止）	44
第10条（福祉サービスの提供における差別の禁止）	48
第11条（医療の提供における差別の禁止）	60
第12条（商品及びサービスの提供における差別の禁止）	68
第13条（労働及び雇用における差別の禁止）	72
第14条（教育における差別の禁止）	80
第15条（建築物の利用における差別の禁止）	98
第16条（交通機関の利用における差別の禁止）	105
第17条（不動産取引における差別の禁止）	109
第18条（情報の提供等における差別の禁止）	112
第19条（意思表示の受領における差別の禁止）	120
第3章 障害のある人に対する差別をなくすための施策	
第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会	
第20条（委員会の設置）	123
第21条（所掌事務）	125
第22条（委員会の組織）	126
第23条（委員会の委員の任命等）	126
第24条（委員長及び副委員長）	127
第25条（会議）	128
第26条（守秘義務）	129
第27条（小委員会）	130
第28条（庶務）	130
第2節 相談体制	
第29条（特定相談）	131
第30条（地域相談員）	134
第31条（広域専門相談員）	139

第3節 対象事案の解決のための手続	142
第32条（助言又はあっせんの申立て）	143
第33条（事実の調査）	146
第34条（助言又はあっせん）	149
第35条（勧告）	152
第36条（公表）	155
第37条（意見の聴取）	158
第38条（助言又はあっせんの手続の終了）	159
障害のある人に対する差別をなくすための施策 フロー図...	160
第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策	
第39条（表彰）	161
第40条（県民の理解と関心の増進）	162
第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議	
第41条（推進会議の設置）	164
第42条（建議）	166
第43条（推進会議の組織）	167
第44条（推進会議の委員の任命等）	168
第45条（座長及び副座長）	169
第46条（分科会）	169
第47条（長崎県障害者施策推進協議会等との連携）	170
第48条（準用）	172
第6章 雑則	
第49条（規則への委任）	173
第50条（罰則）	173
附 則	
第1項（施行期日）	175
第2項（適用）	176
第3項（見直し）	176

条例制定の経緯

「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」は、平成25年5月22日（平成25年長崎県議会開会日・5月定例会議会）に、県議会「条例制定検討協議会」提出の議員提案条例として上程され、同日の本会議で可決成立しました。そして、同月31日に公布されました。

この条例の制定のため、同協議会では、平成24年4月以降、約1年をかけて、県民との意見交換等を実施しながら、協議を行ってきました。

本書は、同協議会の委員の監修の下、議会事務局政務調査課及び福祉保健部障害福祉課が共同で、県庁各部局の協力を得ながら、県民、関係団体等からの意見等を参考に、関係法令等を紹介しつつ「逐条解説」としてまとめたものです。

1 . 国の動向等について

(1) 国の動向

平成18年12月 国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択される。

平成19年 9月 日本が同条約に署名する。

平成21年12月 内閣府に「障がい者制度改革推進本部」(1)が設置される。

平成22年 1月 同本部内に障がい者制度改革推進会議が設置される。

平成22年 6月 同推進会議において、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」がとりまとめられる(平成22年 6月29日閣議決定)。

平成22年12月 同推進会議「第2次意見」(障害者基本法改正案)がとりまとめられる。

平成23年 7月 「改正障害者基本法」成立

平成24年 5月 同法の規定により、内閣府に「障害者政策委員会」(2)が設置される。

平成24年 6月 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(障害者総合支援法)成立

平成24年 7月 障害者政策委員会内に「差別禁止部会」(3)が設置される。

平成24年 9月 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見が提出される。

平成25年 4月 政府が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(案)」を国会に提出する。

平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が国会で成立する。

1 障がい者制度改革推進本部

障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

2 障害者政策委員会

障害者基本計画の策定又は変更に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況について監視や勧告を行うことを目的とする。

3 差別禁止部会

障害者に対する差別の禁止の在り方については、新たな障害者基本計画の策定に当たり重要な課題であることに鑑み、障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定について調査検討することを目的とする。

(2) 全国の障害者差別禁止条例の制定状況

(4 県 1 政令市 1 市)

- ・千葉県 (平成18年10月成立 平成19年7月施行())
- ・北海道 (平成21年3月成立 平成22年4月施行)
- ・岩手県 (平成22年12月成立 平成23年7月施行)
- ・熊本県 (平成23年7月成立 平成24年4月施行())
- ・さいたま市 (平成23年3月成立 平成24年4月施行())
- ・八王子市 (平成23年12月成立 平成24年4月施行)

条例の一部が先行して実施されている。

(3) 県内の状況

平成20年2月 「障害者差別禁止法」(JDA)の制定を求める集
会が開催され、JDAを実現する長崎ネットワークが
設立される。

主催者 長崎県自立生活支援センター

平成20年11月 障害者差別禁止法・早期制定シンポジウム

主催者 JDAを実現する長崎ネットワーク

2 . 本県における条例制定に向けた動きにつ いて

(1) 長崎県障害者差別禁止条例(仮称)制定推進 協議会による条例案の検討

平成24年1月11日(水) 第1回推進協議会

県内の障害者関係団体等で構成される「長崎県障害者差
別禁止条例(仮称)制定推進協議会」(以下「推進協議
会」という。)が設置され、条例案の検討が始められた。

平成24年2月23日(木) 第2回推進協議会

障害のある人の定義等について検討が行われた。

これ以降、同年9月までに10回開催され、条例案について

の検討が行われた。

なお、平成24年8月開催の県議会「条例制定検討協議会」において、条例案を県議会へ引き継ぐこととし、今後は県議会主導で条例制定に向けた取組を行ってもらうこととされた。

(2) 県議会における取組

障害のある人に対する差別を禁止するための条例については、県議会の一般質問や委員会の審査において、平成20年以降度々質問が行われてきたこともあり、平成24年4月に県議会に設けられた条例制定検討協議会において、議員提案条例を目指す最初のテーマとなりました。

16回にわたる同協議会での検討を経て、平成25年5月の本会議で可決成立しました。

条例制定検討協議会での取組

平成24年4月20日(金) 第1回協議会

協議会を設置し、障害のある人に対する差別を禁止する条例に取り組むことを決定した。

平成24年5月22日(火) 第2回協議会

障害のある人に対する差別を禁止する条例以外に協議会として取り組む必要がある条例を検討することとした。

平成24年6月13日(水) 第3回協議会

推進協議会との合同会議を実施し、条例案の内容について協議を行った。

平成24年7月12日(木) 第4回協議会

委員間で協議を行った。

平成24年8月7日(火) 第5回協議会

推進協議会から提案された条例案を基に、福祉保健部等県庁各部局と協議を行うことを決定した。

また、県内4箇所(長崎・諫早・佐世保・五島)において、条例案に関する意見交換会を行うことを決定した。

平成24年9月3日(月) 第6回協議会

福祉保健部等との協議を行った。

平成24年9月5日(水) 第7回協議会

県内4箇所の意見交換会で使用する条例案を決定した。

平成24年10月3日(水) 文教厚生委員会

高見 健座長が文教厚生委員会に出席し、条例案の検討状況等について説明を行った。

平成24年10月29日（月） 第8回協議会

福祉保健部等との協議を行った。

平成24年11月5日（月） 第9回協議会

委員間で協議を行った。

平成24年11月27日（火） 第10回協議会

商工関係団体等との意見交換を行った。

平成24年12月20日（木） 第11回協議会

委員間で協議を行った。

平成25年1月18日（金） 第12回協議会

福祉保健部等との協議を行った後、推進協議会との意見交換を行った。

平成25年2月13日（水） 第13回協議会

委員間で協議を行った。

平成25年3月21日（木） 第14回協議会

福祉保健部等との協議を行った後、委員間で協議を行った。

平成25年3月25日（月） 県内市町障害福祉担当者向け説明会

福祉保健部障害福祉課主催の会議に出席し、県内市町の障害福祉担当者に対して条例案の説明を行った。

平成25年4月5日（金） 第15回協議会

福祉保健部との協議を行った後、委員間で協議を行った。

平成25年4月17日（水） 文教厚生委員会

高見座長が文教厚生委員会に出席し、条例案の検討状況等について説明を行った。

平成25年5月7日（金） 議員向け説明会

条例制定検討協議会委員以外の県議会議員に対して、条例案の説明を行った。

平成25年5月10日（金） 第16回協議会

障害者団体、商工関係団体等との協議を行った後、委員間で協議を行い、最終的な条例案の取りまとめを行った。

平成25年5月31日（金） 第17回協議会

福祉保健部とともに、逐条解説（案）の修正、条例の普及啓発等について協議を行った。

平成25年6月10日（月） 第18回協議会

福祉保健部とともに、逐条解説（案）の修正について協議を行った。

平成25年7月23日（火） 第19回協議会

福祉保健部とともに、逐条解説（案）について最終的な取りまとめを行った。

意見交換会の実施状況

- ・ 長崎会場（参加人数 約70名）
日 時 平成24年9月20日（木） 18：30～20：30
会 場 メルカつきまち5階プラザホール
- ・ 諫早会場（参加人数 約50名）
日 時 平成24年9月29日（土） 18：00～20：00
会 場 中央公民館（市民センター）講堂
- ・ 佐世保会場（参加人数 約90名）
日 時 平成24年10月8日（月） 14：30～16：30
会 場 県立大学（図書館）多目的ホール
- ・ 五島会場（参加人数 約160名）
日 時 平成24年10月27日（土） 14：30～16：30
会 場 福江文化会館ホール
参加人数（4会場）合計 約370名

パブリックコメント等の実施状況

- ・ 関係団体への意見照会（平成24年9月14日～10月5日）
回答者（団体）数は28、意見数は104。
- ・ パブリックコメント（平成24年9月19日～10月31日）
回答者（団体）数は14、意見数は33。

本会議での審議

平成25年5月17日（金） 議会運営委員会

条例案を提出。高見座長が提案理由を説明。5月22日の本会議に上程することを決定。

平成25年5月22日（水） 本会議

高見座長が提案理由を説明。高比良 元委員が賛成討論。その後、採決が行われ、全会一致で可決成立。

逐条解説

前文

私たちが住む長崎県は、美しい自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた県として、また、被爆地を有する県として、平和の大切さを何よりも重く受け止め、その実現に寄与する役割を担っている。

平和の実現のためには、単に争いをなくすというばかりでなく、誰もが基本的人権を有する個人として尊重され、共に生きていくことのできる社会を作り上げていく必要がある。しかしながら、現状は、社会的に弱い立場にある障害のある人が、依然として、物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていない。

私たちは、障害のある人が合理的配慮により自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人とが互いに優しく接し合うことができる社会環境を整えることによって、障害のある人と障害のない人とが対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる平和な社会を作り上げていくことができる。

ここに、私たちは、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共生社会を実現することにより、もって平和を目指すことを決意し、この条例を制定する。

【解説等】

前文は、この条例の理念・目的を掲げたものです。

前文の構成としては、以下のとおりです。

第1段落は、本県の歴史的な状況等を記載し、特に被爆地を有するため、平和の実現に寄与する役割を担っていることを示しています。

第2段落は、平和の実現のためには、共生社会の実現が必要となりますが、障害のある人が様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていないという現状を示しています。

第3段落は、誰もが優しく接し合うことができる社会環境を整えることにより、安心して共に生きていくことのできる平和な社会を作り上げていくことができることを示しています。

第4段落は、これらのことを踏まえ、この条例を制定するに当たっての決意を謳っています。

障害のある人は、依然として、物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていません。

そこで、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことによって、障害のある人と障害のない人とが対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる平和な社会、いわゆる共生社会を作り上げていく必要があります。

この条例の制定によって、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会を実現することを目的とした幅広い県民運動を展開しようとするものです。

これにより、共生社会が実現し、平和な長崎県へとつながるものと考えています。

また、障害のある人に対する差別は、その件数が多いか少ないかで論じるようなものではありません。これは、いじめ、体罰、セクハラ、パワハラ等でも同様であり、重大な人権侵害であって、決して許さるべきものではありません。

国の障害者政策委員会内に設けられた差別禁止部会（以下「差別禁止部会」という。）の「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての意見（0-1）では、法制化の必要性について、以下のように記載されています。

0-1 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

はじめに

第4、障害に基づく差別の禁止に関する法制はなぜ必要か

1、理解と交流

「障害者への差別を禁止する」と聞くと、身構えてしまう人も少なくないだろう。これは「差別禁止と言われても何が差別が分からない」「知らないうちにしてしまったことでも差別として罰せられるのか」といった不安によるところが大きい。さらに、こうした不安の源をたどると、障害者と接する機会が少ないために「障害や障害者のことがよく分からない」という声が聞こえてくる。

それでは、障害者と障害のない人が社会の中で接する機会を今以上に増やせば、差別はなくなるだろうか。これまでも家庭や教育の場を始め、地域や職場等、

様々な場面で障害者との交流の重要性が強調され、障害や障害者への理解は一定前進してきた。

2、差別事案の存在と国民意識

しかし一方では、前項で見たように今もなお、障害者は様々な差別的取扱いに直面しており、障害や障害者への無理解を嘆く声も途切れない。つまり、障害のない人が障害について知ること、理解することの重要性は誰も否定しないだろう。しかし、それだけでは差別が解消されることはないのである。

それでは何が必要なのだろうか。実は、この法律を制定する最大の眼目はここにある。ここで注意すべきは、前項に述べたように、差別的取扱いと思われる事例が多数存在するという現実がある一方で、多くの国民が「差別は良くないし、してはならない」「障害者には理解を持って接したい」と考えているのも事実であり、好んで差別をしているわけではないという点である。

3、物差しの共有

そこで、「差別はよくないことだ」という国民誰もが持つ考えを形あるものにして活かすためには、具体的に何が差別に当たるのか、個々人で判断することは困難であるので、その共通の物差しを明らかにし、これを社会のルールとして共有することが極めて重要となる。

もちろん、実際に差別を受けた場合の紛争解決の仕組みを整えることもこの法律の目的に据えなければならないが、これも、決して差別した人をつかまえて罰を与えることを目的とするものではないのである。これらが、差別禁止法を必要とする理由である。

この条例においても、「差別はよくないことだ」という誰もが持つ考えを形あるものにして活かすため、「何が差別に当たるのか」という共通の「物差し」を明らかにし、社会のルールとして共有できるようにしようとするものです。

地方自治体による障害のある人に対する差別の禁止に関する条例の制定は、国による障害のある人に対する差別の禁止に関する法制度の整備を促進することにもつながっています。

平成24年2月に、本県の障害福祉課が「障害者差別にあたると思われる事例集」(0-2)を取りまとめました。

この事例集では、県民から寄せられた156事例を10分野(【福祉】、【医療】、【教育】、【労働】、【住宅】、【建築物・交通等】、【サービス提供】、【情報】、【政治・行政・司法】及び【その他】)に分類して紹介しています。

なお、差別禁止部会の意見(0-3)においては、このような事例について、「誰にも相談できず、あきらめるしかない、しかし、決して消し去ることのできない記憶として、障害者や家族の胸の奥深いところに仕舞い込まれ

てきた事実、あるいは障害者の人格を傷つけ、生きる力や生き活きと個性と能力を発揮する場を奪い、ひいては社会に貢献する機会も奪ってきた事実の存在を示している。このような事実の存在は、これまでの人権教育や障害者に対する福祉施策等では限界があることを表すものであり、差別の禁止によってこういった事実に対して正面から取り組むことの必要性を示しているものといえる。」と記載されています。

0-2 障害者差別にあたると思われる事例集（平成24年2月 長崎県）〔抄〕

<http://www.pref.nagasaki.jp/syogai/sabetsu-jirei/index.html>

はじめに

平成18年に国連総会本会議において「障害者の権利に関する条約」（仮称）が採択され、わが国も平成19年に同条約に署名するとともに、同条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする、我が国の障害者に係る集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、障害のある人等で構成する「障がい者制度改革推進会議」において、障害者に係る制度の抜本的な改革と基盤の整備に向けた検討が行われております。

平成23年8月には同推進会議の検討を踏まえ、「障害者基本法」が一部改正され、障害者差別の禁止を基本原則とし、障害者差別対策に向けた国及び地方公共団体の責務が規定されました。

また、「障害者差別禁止法」（仮称）制定についても、平成25年の通常国会への法案提出を目指し作業が進められているところです。

このような中、長崎県では、「障害のある人もない人も共に地域で暮らす“共生社会”の実現」を基本理念とした、「改訂長崎県障害者基本計画」を平成21年度に策定し、この中で障害を理由とした差別がないよう正しい知識の理解と普及を促すための啓発・広報に努めるとしています。

この障害者差別禁止に向けた取組の一環として、このほど「障害者差別にあたると思われる事例集」を作成いたしました。

この事例集の作成にあたっては、県民の皆様方から156事例のご応募をいただき、この中から10分野に分類して、差別と思われる事例を掲載しております。

また、冒頭には障害者差別に関する作文を掲載しております。

この冊子が、障害者差別について考える機会となることで、障害についての理解が深まり、障害者差別のない“共生社会”の実現に寄与することを願って止みません。

〔略〕

0-3 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

はじめに

第3、日本における立法事実の存在

1、条例制定と差別にあたると思われる事例

〔略〕平成18年から現在まで、4道県と1政令市1市において障害者に対する差

別をなくす条例が制定され、さらに各地にこうした動きが広まっている。

これらの条例制定過程においては、行政あるいは障害者団体によって「こんな差別を受けた」「差別がどうかかわからないがこんな悔しい納得できない扱いを受けた」等の体験事例の募集がなされ、寄せられたこれらの体験事例等について議論され、整理分析された成果が条例制定に結びついている。

- 1) 千葉県では行政により「差別に当たると思われる事例」の募集が行われ、
【福祉】【呼称】【労働】【教育】【不動産の取得・利用】【建築物】
【交通アクセス】【サービス提供】【医療】【知る権利・情報】【参政権】
【司法手続】【所得保障】【その他】
の分野で事例が800件近く寄せられている。
- 2) 北海道では行政により「北海道障がい者条例」タウンミーティング参加者からの意見（アンケート分）として、
【相談のしやすさ】【就労・企業の理解促進】【権利擁護】【住宅の確保】
【コミュニケーションの確保】【情報提供】
に関連して約960件の意見や要望が集められ、この中には差別に関する事案も含まれている。
- 3) 熊本県では障害者団体により、差別と思われる事例が、
【教育】【労働】【商品及びサービスの提供】【公共交通】【建築・道路・トイレ】
【福祉】【医療】【情報保障】【不動産の利用・取得】【選挙及び政治参加】
【人間関係】
の分野で800件を超えて集められている。
- 4) さいたま市では行政により「障害者差別と思われる事例」として、
【行政関連（福祉サービスや所得保障等の制度の利用、行政書類の記入と手続き、警察・交番、消防・救急対応、補装具や日常生活用具の支給、議会の傍聴等）】
【医療】【教育】【子育て】【就労】【生活（防災・安全等を含む）】
【交通（電車・バス・駅・道路・タクシー）】
【家族の無理解】
【一般市民の偏見・差別】
の分野で521件の事例が集められている。
- 5) また、内閣府では、政府による障害者権利条約の署名後、平成20年から21年にかけて「障害者に対する障害を理由とする差別事例等の調査」が全国の障害種別ごとの団体や家族団体等の協力を得て実施された。同調査では、
【福祉サービス】
【保健・医療】
【雇用・就業】
【教育・育成】
【建物・公共交通機関】
【情報・コミュニケーション】
【商品サービス提供】
【政治・行政・司法】
【その他（結婚・出産・性・家族・団体組織・町内会）】
の項目にわたって、8,000件を超える事例等が寄せられている。

2、取組の必要性

これらの事例は、主に差別と思われる事案として集められたものである。これらを通して見ると、障害者が日常生活及び社会生活の様々な場面で、障害のない人であれば何も問題にならないことが、障害があることにより様々な制約に直面している実態が浮かび上がってくる。

このような事例は、これまで、あまり、社会からは見えない、表面化することのなかった社会的障壁の存在を示すものであった。

このような事例は、誰にも相談できず、あきらめるしかない、しかし、決して

消し去ることのできない記憶として、障害者や家族の胸の奥深いところに仕舞い込まれてきた事実、あるいは障害者の人格を傷つけ、生きる力や生き活きと個性と能力を発揮する場を奪い、ひいては社会に貢献する機会も奪ってきた事実の存在を示している。

このような事実の存在は、これまでの人権教育や障害者に対する福祉施策等では限界があることを表すものであり、差別の禁止によってこういった事実に対して正面から取り組むことの必要性を示しているものといえる。

障害者基本法の規定（ 0-4 ）に基づき、国は、障害者基本計画（ 0-5 ）を策定しており、県は、長崎県障害者基本計画（ 0-6 ）を策定しています。

また、本県では、障害のある人のみならず、全ての人々が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるようにするため、長崎県福祉のまちづくり条例（ 0-7 ）が定められています。

この「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」は、上記の計画等に掲げられている共生社会の実現という目的を果たす上でも、重要な役割を担うことになります。

0-4 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3～9 〔略〕

0-5 障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）〔抄〕

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.html>

基本的な方針（考え方）

21世紀に我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。

他方、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。

人権が尊重され能力が発揮できる社会の実現を図ることは、少子高齢化の進展する我が国において、将来の活力を維持向上させる上でも重要である。

国民誰もが同等に参加、参画できる共生社会は、行政だけでなく企業、NPO等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、国民一人一人の理解と協力を促

進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要である。

この基本計画では、以上のような考え方に立って、政府が関係者の理解と協力の下に取り組むべき障害者施策の基本的方向を定めるものとする。

0-6 長崎県障害者基本計画（平成21年6月改訂）〔抄〕

<http://www.pref.nagasaki.jp/syogai/kihonkeikaku/index.html>

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

この計画においては、前計画の基本的な考え方を継承し、「障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り、共に地域を支え合い、豊かなふれあいを通じて、健やかに安心して暮らし、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現を目指すこと」を基本理念とします。

(2) 基本的視点

基本理念に基づき、障害のある人が住み慣れた地域で、自立した生活を実現するため、次に掲げる4つの視点から各種施策を推進します。

社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、地域社会において障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するためのバリアフリー化を一層推進します。

地域生活への移行促進及び利用者本位の支援

障害のある人の地域で自立した生活を支援することを基本に、福祉施設の入所者や受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人の地域生活への移行をさらに促進するとともに、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できるよう、相談、利用援助などの支援体制の整備を推進していきます。

また、障害のある人がその適性と能力に応じて雇用の場に就くことができるよう、就業に対する理解促進に努めるとともに、関係機関との連携を図り、専門的支援の充実・強化を推進します。

障害の特性を踏まえた適切な支援

個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、発達障害や高次脳機能障害のある人への支援など、障害の特性に応じた適切な支援施策を充実していきます。

総合的かつ効果的な施策の推進

国、県、市町における教育、福祉、保健、医療、労働等の関係行政機関相互の緊密な連携を図りながら各施策を推進していきます。

また、地域間でサービス水準の格差が生じないように努めます。

0-7 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）〔抄〕

〔前文〕

すべての人が個人として尊重され、安心して暮らし、社会参加のできる地域社会の実現は、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等の行動を妨げているさまざまな障壁を取り除き、すべての人が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、県民一人ひとりが自らの責任と社会の一員としての自覚の下に、福祉のまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、共に力を合わせて福祉のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

この条例の特徴の一つとして、「平和」の理念を盛り込んだことが挙げられます。

本県には被爆地であるという特有の事情があるからこそ、単に争いをなくすという消極的な意味での平和を目指すだけでなく、共生社会の実現という積極的な意味での平和を目指す必要があり、県民全体で障害のある人に優しい社会の実現に主体的に取り組む必要があります。

第 1 章 総則（第 1 条 第 8 条）

第 1 条（目的）

（目的）

第 1 条 この条例は、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説等】

この条は、この条例の目的について定めたものです。

この条例は、障害のある人のみを対象としているという観点から捉えるものではなく、事故や加齢によって、誰もが障害を有することとなる可能性があることから、障害のない人も含めた全ての人にかかわる問題として認識し、障害の有無にかかわらず共に安心して生き生きと暮らせる社会（共生社会）を実現する必要があるという観点から捉えなければなりません。

「障害及び障害のある人に対する県民の理解」とは、「障害」そのものに対する理解に加え、「障害のある人」の置かれている状況に対する理解も指します。

例えば、自閉症、統合失調症等という障害の特性だけではなく、自閉症、統合失調症等を有する人の生活についても、理解を深めることが求められます。

「差別をなくすための施策の基本となる事項等」の「等」とは、基本理念（第 3 条）、県の責務（第 4 条）、県と市又は町との連携（第 5 条）、市及び町の役割（第 6 条）、県民等の役割（第 7 条）、障害のある人に対する差別の禁止（第 2 章）等を網羅的に指しています。

「障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会」に関して、障害者の権利に関する条約の前文（1-1）では、この条約が「障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害

者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信」と謳われています。

また、障害者基本法第1条（1-2）においても、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」と謳われており、国民的レベルで共生社会の実現が求められているところです。

なお、長崎県障害者基本計画（13頁：0-6参照）においても、「共生社会の実現を目指す」と記載されています。

1-1 （仮訳文）障害者の権利に関する条約〔抄〕

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_32.pdf

前文

この条約の締結国は、

(a)～(x)〔略〕

(y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、次のとおり協定した。

1-2 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（目的）

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第 2 条（定義）

（定義）

第 2 条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。

4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。

5 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。

【解説等】

この条は、この条例の定義について定めたものです。

<< 第 1 項関係 >>

「障害のある人」については、年齢により区別して定義しているのではなく、障害児を含むものとして整理しているため、この条例においては、「障害児」という用語を用いていません。

また、この条例では、「障害のある人」として、「難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害がある者」を含めることとしています。「障害者とは、身体障害者と知的障害者、精神障害者だけ」というイメージもあることから、障害者基本法（2-1-1）と異なり、「障害者」という用語を用い

ずに、「障害のある人」という用語を用いることとしています。

なお、各障害の法律上の定義等は下記（ 2-1-2～5）のとおりです。

2-1-1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 〔略〕

2-1-2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）〔抄〕

（身体障害者）

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

2-1-3 「知的障害」については、法律上は定義されていませんが、厚生労働省が5年に1度行っている知的障害児（者）基礎調査では、下記のとおりとなっています。

用語の解説 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/101-1c.html>

1 知的障害

「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義した。

なお、知的障害であるかどうかの判断基準は、以下によつた。

次の(a)及び(b)のいずれにも該当するものを知的障害とする。

(a) 「知的機能の障害」について

標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど）によつて測定された結果、知能指数がおおむね70までのもの。

(b) 「日常生活能力」について

日常生活能力（自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準（別記1）のa,b,c,dのいずれかに該当するもの。（別記1省略）

2-1-4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）〔抄〕

（定義）

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

2-1-5 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。
- 3 〔略〕

「障害のある人」については、長崎県民に限定していないことから、障害のある人が他県の人（観光客等）であっても差別を行ってはなりません。

なお、この条例が本県において発生した事案のみに適用されることから、他県で差別を受けた事案については、差別を受けた人が長崎県民であったとしても、特定相談や助言又はあっせんの申立てを行うことはできません。

障害者基本法第2条第1号（18頁： 2-1-1参照）においては、「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されていますが、平成23年6月の障害者基本法の一部を改正する法律案の国会審議（以下「国会審議」という。）において、「知的障害は今は別途に立てられておりますけれども、以前は精神薄弱ということ、いわゆる精神障害の一つと言われておりました」（2-1-6）との答弁もあり、障害の種別の類型化には変遷があります。また、平成16年の障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（2-1-7）では、「『障害者』の定義については『障害』に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な、見直しを行うよう努めること。」とされています。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第2号（2-1-8）においては、「障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者...）」と並列で規定されており、また、発達障害者への支援等のために発達障害者支援法が定められています。

本県が平成24年3月に作成した長崎県障害福祉計画（第3期 平成24年度～平成26年度）（2-1-9）においては、障害者・障害児の現状について、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3つだけでなく、「発達障害」及び「高次脳機能障害」に関しても、個別に説明をしています。

さらに、国土交通省では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定を受け、「知的障害、発達障害、精神障害のある方に対応したバリアフリー化施策」（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html）として、「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」及び「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集」を作成しています。

以上の点を総合的に勘案し、「障害」の定義では、「身体障害、知的障害、

精神障害、発達障害」と並列で規定しています。

2-1-6 衆議院内閣委員会会議録（第14号 平成23年6月15日）17頁〔抄〕

浅尾委員 次に、今回、修正案では、精神障害の後に、括弧つきで発達障害が含まれるようになりました。

〔略〕括弧つきで発達障害が入れられたことによって、その範囲が広がることを想定しているのかどうか、そのことについてお答えいただきたいと思います。

高木（美）委員 この発達障害につきましては、もう御承知のとおり、議員立法によりまして平成16年に制定をされ、定義規定も置かれております。また、近年、その重要性に対する認識は高まっております。

従来、障害につきましては、身体、知的、精神の三つに大別をされてまいりましたが、この発達障害につきましては、概念的には精神障害に含まれるものの、これまでの障害者基本法、またその他の法律におきましては、そのことが明確にされておりました。そこで、本修正によりまして、精神障害に発達障害が含まれることを明記することとしたものでございます。昨年、議員立法で改正をいたしました障害者自立支援法、いわゆるつなぎ法案におきまして、このことを括弧書きで明記したところでございます。

したがって、今回追加した括弧書きは確認的なものでありまして、障害者の範囲を変えるものではありません。しかしながら、多くの議論もありました。精神、知的、身体、そこにもう一つジャンルとして発達障害ということを別途つくってはどうか等の議論もありました。例えば、知的障害は今別途に立てられておりますけれども、以前は精神薄弱ということで、いわゆる精神障害の一つと言われておりました。

というように、これから、またさらに、障害の立て分けにつきまして、本来であれば、まさにその社会的障壁、社会的モデルといった観点に基づいて、機能そしてまたそれぞれの置かれている状況等を含めて幅広く考えていくことが必要かとは思いますが、今のこの状況下におきまして、このことを明記させていただいたということを申し上げさせていただきます。

2-1-7 障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成16年5月27日参議院内閣委員会）〔抄〕

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

一～五 〔略〕

六、「障害者」の定義については「障害」に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な、見直しを行うよう努めること。

また、てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって継続的に生活上の支障があるものはこの法律の障害者の範囲に含まれるものでありこれらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。

七 〔略〕

右決議する。

2-1-8 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）〔抄〕

（職場適応援助者助成金）

第20条の2の3 職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

(1) 〔略〕

(2) 障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者に限る。）であ

る労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う第2号職場適応援助者の配置を行う事業主（第2号職場適応援助者による援助を適正に行うことができると機構が認めるものに限る。）

2～4 〔略〕

2-1-9 長崎県障害福祉計画（第3期 平成24年度～平成26年度）（平成24年3月）

〔抄〕 http://www.pref.nagasaki.jp/syogai/hukushi_keikaku/index.html

第3 本県における障害者及びサービス提供等の現状について

1 障害者（児）の現状

- (1)身体障害
- (2)知的障害
- (3)精神障害
- (4)発達障害
- (5)高次脳機能障害

難病について、障害者基本法の障害者の定義においては明記されていませんが、国会審議において、「その他の心身の機能障害には、例えば難病による心身の機能障害なども含まれる」（2-1-10）との答弁があります。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（2-1-11）においては、障害者の範囲に難病患者が加えられています。

以上の点を総合的に勘案し、「障害」の定義では、「難病を原因とする障害」を規定しています。

2-1-10 衆議院内閣委員会会議録（第14号 平成23年6月15日）6頁〔抄〕

山崎（誠）委員 〔略〕

まず、2条の、障害者の定義についてというところです。

考え方として、これは基本法ですから、できるだけ広く、本当に谷間をつくらないで、いろいろな方々をお救いできる制度にしなければいけない、そういう規定にしなければいけない、そのように考えます。この規定の仕方、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害」。「その他」を入れているというのが、多分、先ほども御説明がありました、より広くしているんだということのあらわれであると思います。それはすごく前向きに評価できる。

〔略〕そういったものも含めて、この定義をどのように解釈されているのか、もう一回重ねてお聞きをしたいと思います。

村木政府参考人（内閣府政策統括官） お答え申し上げます。

今回の改正案では、障害について、先ほど先生もおっしゃっていただきましたとおり、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害」と規定をしたところでございます。この基本法における障害にはあらゆる心身の機能の障害が含まれる、これは幅広いものであるということを明確化するためにこのような規定にいたしました。その他の心身の機能障害には、例えば難病による心身の機能障害なども含まれるということでございます。

2-1-11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）〔抄〕

（定義）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2～4 〔略〕

「難病」とは、難病対策要綱（昭和47年10月厚生省）（2-1-12）で定義されているとおり、「(1) 原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とのことであり、具体例としては、ベーチェット病、重症筋無力症等が挙げられます。

症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期にわたる支障がある疾患について、原因の究明、治療方法の確立に向けた研究を行う事業として、難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）があり、現在130疾患を対象に実施されています。

さらに、特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日衛発第242号）（2-1-13）では、130疾患のうち56疾患が指定され、医療費に対する公費負担が行われています。

2-1-12 難病対策要綱（昭和47年10月厚生省）

http://www.nanbyou.or.jp/pdf/nan_youkou.pdf

いわゆる難病については、従来これを統一的な施策の対策としてとりあげていなかったが、難病患者のおかれている状況にかんがみ、総合的な難病対策を実施するものとする。

難病対策として取り上げるべき疾病の範囲についてはいろいろな考え方があるが、次のように整理する。

- (1) 原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病（例：ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス）
- (2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病（例：小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼ、小児ぜんそく、進行性筋ジストロフィー、腎不全（人工透析対象者）、小児異常行動、重症心身障害児）

対策の進め方としては、次の三点を柱として考え、このほか福祉サービスの面にも配慮していくこととする。

- (1) 調査研究の推進
- (2) 医療施設の整備
- (3) 医療費の自己負担の解消

なお、ねたきり老人、がんなど、すでに別個の対策の体系が存するものについては、この対策から、除外する。

2-1-13 特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号）〔抄〕

http://www.nanbyou.or.jp/pdf/kousei21_1.pdf

別紙

特定疾患治療研究事業実施要綱

第1 目 的

原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

第2～第10 〔略〕

なお、全ての難病患者が、「障害のある人」に該当するというのではなく、難病に罹患し、そのことにより障害があり、さらに「社会的支援が必要な程度に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態」にある場合に、「障害のある人」に該当することとなります。

「継続的」とは常に何らかの症状が出ている状態を指し、「断続的」とは症状が出たり出なかったりする状態を指します。

国会審議において、継続的には、「断続的なもの、周期的なものも含まれる」（2-1-14）との内閣府の答弁がありますが、「常に何らかの症状が出ている状態」と「症状が出たり出なかったりする状態」とを分かりやすくするため、「継続的又は断続的」と規定しています。

なお、「継続的又は断続的」は、骨折、ねんざ等により一時的に身体が不自由な状態となる場合までをも含む概念ではありません。

ただし、病気又は怪我により、日常生活に支障を来たしている場合もあるため、この条例及び長崎県福祉のまちづくり条例の目的である共生社会を実現する上で、より積極的な建物のバリアフリー化等が望まれます。

2-1-14 衆議院内閣委員会会議録（第14号 平成23年6月15日）6頁〔抄〕

山崎（誠）委員 〔略〕

まず、2条の、障害者の定義についてというところです。

〔略〕

そして、さらにその先に「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」というような記述もございます。例えば、細かいお話ですが、この「継続的」というような意味も、これはとり方によっては断続的であったり周期的であったり、いろいろな症状の出方もあると思います。そういったものも含めて、この定義をどのように解釈されているのか、もう一回重ねてお聞きをしたいと思います。

村木政府参考人（内閣府政策統括官） お答え申し上げます。

〔略〕

また、今、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」という条文も引用いただきましたが、この「継続的に」ということの意味の中には、断続的なもの、周期的なものも含んで、幅広くとらえるものというふうを考えているところでございます。

「日常生活」とは主に日常の衣食住に関する生活を指し、「社会生活」とは主に社会の一員として地域社会とかかわる生活を指します。後者の具体例としては、職業生活、ボランティア活動等が挙げられます。

「相当な制限を受ける状態」とは、障害のある人のみでは日常生活等を営む上で支障がある状態のことです。

なお、「相当な制限を受ける状態」という語句は、障害者基本法第2条第2号（18頁：2-1-1参照）の「社会的障壁」の定義においても使用されていますが、その内容が明確には示されていません。

障害者に対する差別の禁止に関しては、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されており、そこでは、既存の法律と同じように、「障害のある人」は用いず、「障害者」が用いられています（2-1-15）。

2-1-15 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2)～(7)〔略〕

<< 第2項関係 >>

第2項では「社会的障壁」として、「障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義しています。

これは、大きく分けて、「物理的なもの」、「制度的なもの」、「文化・情報面のもの」及び「意識上のもの」が挙げられます。

物理的な障壁の例としては、路上の放置自転車等の障害物、歩道の段差、車いすの利用が困難な狭い歩道、歩道橋の階段等が挙げられます。この他、公共交通機関においては車いすが利用できないバス等、デパート等の建物においては出入口の段差・回転ドア、車いすでは手が届かない公衆電話・自動販売機、身障者用でないトイレ等が挙げられます。

制度的な障壁の例としては、学校の入学試験、就職・任用試験、各種資格試験等において、障害のあることを欠格事由としているものが挙げられます。なお、改造自動車の登場により下肢障害者が運転免許を取得できることとなったように、技術の進歩等に応じ、制度上の一律的な取扱いは見直しが図られています。

文化・情報面の障壁の例としては、手話通訳、文字放送・字幕放送等のサービスの欠如、高額な補聴器等が挙げられます。

意識上の障壁の例としては、心ない言葉・視線、人間としての尊厳を傷つけるような取扱いが挙げられます。このことは、「無知・無関心」による「偏見・差別」の視点のほか、「かわいそう・気の毒」という憐憫（れんびん）・同情の視点に起因するものです。

この項では、このような社会的障壁が、障害のある人が日常生活等を営む上で支障となっていることを示しています。

「社会的障壁」については、障害者基本法にも定義規定があるほか（2-2-1）、障害者差別解消法にも定義規定が設けられており（2-2-2）、その内容は、この条例で規定する「社会的障壁」とほぼ同様のものとなっています。

2-2-1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

2-2-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3)～(7) 〔略〕

<< 第3項関係 >>

第3項では、「差別」として、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることを規定しています。

これは、差別禁止部会の意見において、「障害に基づく差別」として、「不均等待遇」と「合理的配慮の不提供」の2つが示されたことによるものです（2-3-1）。

2-3-1 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（概要）（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken_gaiyo.pdf

2. 「障害に基づく差別」とは 「不均等待遇」及び「合理的配慮の不提供」をいう

不均等待遇

障害又は障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取扱い

ただし、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合は例外となる

合理的配慮の不提供

障害者の求めに応じて、障害者が障害のない者と同様に人権を行使し、又は機会や待遇を享受するために必要かつ適切な現状の変更や調整を行うことを合理的配慮といい、これを行わないことは、差別となる。

ただし、相手方にとって「過度な負担」が生じる場合は例外となる

経済的・財政的なコストの面では、相手方の性格、業務の内容、業務の公

共性、不特定性、事業規模、その規模から見た負担の割合、技術的困難の度合い等を考慮
業務遂行に及ぼす影響の面では、合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわれるかどうかを考慮

差別に該当するかどうかは、「障害を理由として行われたかどうか」が焦点となります。例えば、労働の分野において、企業が業務に必要な能力のある人材を求めることは当然であり、障害のある人を雇用しないことが、直ちに「障害を理由とする差別」に該当するわけではありません。

しかしながら、採用を拒否したとしても、「障害を理由としたもの」か「能力を理由としたもの」が明確には分かりにくいこともあると思われます。

そこで、この条例では、そのような場合にも当事者間に対立が生じないよう、「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」がある場合には、不均等待遇等に当たらないことを明確にしています。

この「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」については、各分野の状況に応じて判断することになりますので、具体的には48頁以降を参照してください。

なお、「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、障害のある人から対応を求められた側にあります。

このことについては、差別禁止部会の意見（2-3-2）においても同様の趣旨が示されており、対応を求めた障害のある人の側が相手側（企業等）の事業規模、負担の影響等の情報にアクセスすることは困難であるため、このように取り扱うこととするものです。

2-3-2 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

第1章 総則

第3節 障害に基づく差別

第5、不均等待遇（障害又は障害に関連した事由を理由とする差別）

1～5 〔略〕

6、正当化事由

障害又は障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取扱い（不均等待遇）は、それがいかなる場合においても本法において禁止される差別とすることは妥当ではない。相手方にも正当に保護すべき利益がある場合があり得るからである。

しかしながら、差別をしてはならないことは公序として守られなければならない社会の基本的なルールであること、往々にして差別を受ける少数派に対して多数派の利害が優先されがちであることに鑑みると、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合においては、不均等待遇は例外的に是認されることが妥当である。

ここで、「客観的に見て」とは、正当化事由の存否の判断は、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならないといったことを意味するものである。

なお、このような場合において、正当化事由の存否について、最終的な立証責任を行為者に負わせるなど、当事者間の訴訟遂行能力や証拠へのアクセスの可否等を踏まえ、立証責任の配分が考慮されなければならない。

7・8 〔略〕

第6、合理的配慮の不提供

1～5 〔略〕

6、正当化事由

合理的配慮は相手側の負担でその実施を求めるものであるが、無制限の負担を求めるものではない。

このため、障害者権利条約においても、合理的配慮の定義において「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」であることを求めている。本法においても、同様に均衡を失した又は過度の負担が生じる場合には措置が義務付けられないとすることが妥当である。なお、「均衡を失した」と「過度」という文言にことさら異なる意味が付与されるとは考えられないので、以下、「過度」の負担という。

過度の負担であるかどうかの判断に当たっては、諸外国における立法例・運用等を踏まえると経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

まず、経済的・財政的なコストの面では、相手方の性格（個人か、団体か、公的機関か）、業務の内容、業務の公共性、不特定性、事業規模、その規模から見た負担の割合、技術的困難の度合い等が、判断の要素として考慮されるべきである。

次に、業務遂行に及ぼす影響の面では、合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわれるかどうか判断されなければならない。

以上のように、合理的配慮の提供に過度の負担が生じる場合には、相手方に当該措置の提供が義務付けられることはないが、措置を求めた障害者の側が事業規模や負担の程度や割合といった情報にアクセスすることは困難であることから、措置を求められた者に立証責任を負わせるなど、立証責任の配分の在り方に配慮する必要がある。

7・8 〔略〕

なお、現在運用されている「やむを得ない事由」の立証責任の例としては、労働契約法第17条の中途解雇（2-3-3）の規定に係る厚生労働省労働基準局長通知（2-3-4）が参考となります。

2-3-3 労働契約法（平成19年法律第128号）〔抄〕

（契約期間中の解雇等）

第17条 使用者は、期間の定めのある労働契約（以下この章において「有期労働契約」という。）について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。

2 〔略〕

2-3-4 「労働契約法の施行について」（平成24年8月10日 基発0810第2号 厚生労働省労働基準局長通知）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121031K0040.pdf>

第5 期間の定めのある労働契約（法第4章関係）

1 〔略〕

2 契約期間中の解雇（法第17条第1項関係）

(1) 〔略〕

(2) 内容

ア～ウ 〔略〕

エ 〔略〕「やむを得ない事由」があるという評価を基礎付ける事実についての主張立証責任は、使用者側が負うものであること。

3 〔略〕

「差別」については、障害者基本法（2-3-5）にも障害者差別解消法（2-3-6）にも規定はありますが、定義規定は設けられていません。

2-3-5 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（差別の禁止）

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 〔略〕

2-3-6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

<< 第4項関係 >>

「不均等待遇」とは、「障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすること」であり、この条例において、そのような行為を禁止しようとするものです。

この不均等待遇の定義についても、第3項(差別の定義)の解説等に記載していますが、差別禁止部会の意見(26頁: 2-3-1参照)に準じています。

「障害又は障害に関連する事由を理由として」ということを判断するに当たっては、各分野における状況が異なるため、個別の事案に応じて対応していくことになります。

「区別」とは、サービス等の提供等について、その内容を障害のある人と障害のない人とで明確に分けることです。

「排除」とは、障害のある人にはサービス等の提供等をしないことです。

「制限」とは、障害のない人と比較して、障害のある人に対するサービス等の提供等の内容、時間等を限定することです。

「条件を課す」とは、サービス等の提供等について、障害のある人に一定の条件を付けることです。

「その他の異なる取扱い」とは、上記以外の障害のある人に対する異なる取扱いで、例えば、不当に高い料金を取るなどが挙げられます。

不均等待遇の例については、48頁以降の第10条から第19条まで(福祉、医

療、労働、教育等の各分野)の解説を参照してください。

この規定の運用に当たっては、「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」があれば不均等待遇を行ってもよいというような解釈を行うのではなく、共生社会の実現に向け、できる限りの改善を行うよう心掛けることが望まれます。

障害者差別解消法では「差別的取扱いの禁止」が規定されています(2-4-1)。「差別的取扱い」の定義規定は設けられていませんが、同法が差別禁止部会の意見(26頁:2-3-1)を受けて立案されたことを考えると、「差別的取扱い」の内容は、この条例で規定する「不均等待遇」と同様のものと思われま

2-4-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

〔抄〕

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 〔略〕

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 〔略〕

<< 第5項関係 >>

「合理的配慮」とは、「障害のある人の求めに応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うこと」であり、この条例において、そのような行為を怠ることを禁止しようとするものです。

なお、ただし書に、「社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。」と規定しています。社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担とは、負担の程度が障害のある人から合理的配慮の提供を求められた側の能力(経済規模等)にふさわしい範囲を超えたもののことです。

この合理的配慮の定義についても、第3項(差別の定義)の解説等に記載

しているとおり、差別禁止部会の意見（26頁： 2-3-1参照）に準じています。

「合理的配慮」については、障害者の権利に関する条約第2条（定義）（2-5-1）では、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と規定されています。

2-5-1 （仮訳文）障害者の権利に関する条約〔抄〕

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_32.pdf

第2条 定義

この条約の適用上、〔略〕

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。〔略〕

障害者の権利に関する条約第2条の「合理的配慮」の定義中、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」の「負担」の解釈については、文部科学省が外務省に照会した内容（2-5-2）によると、個々の事案において「変更及び調整」を行う主体にとっての負担という観点から判断されるものとされています。

2-5-2 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理 参考資料17「合理的配慮について」（文部科学省 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 平成22年12月24日）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1300908.htm

障害者の権利に関する条約第2条にある「合理的配慮」の定義中、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」の「負担」の解釈について、外務省に照会したところ、以下の回答があった。

条約第2条において、「『合理的配慮』とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び

調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」というところの「負担」は、一義的には、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すものと解されます。

合理的配慮がいかなる範囲かつ内容で実現されるかについては各国の裁量にゆだねられており、様々な要素を総合的に勘案して、個々の事案に即して判断されるべきものですが、個々の事案において「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」であるか否かについては、「変更及び調整」を行う主体にとっての負担という観点から判断されるものであると考えます。

障害のある人の求めによっては、直ちに実施できない内容も想定されることから、「過度な負担」が否かについては、差別禁止部会の意見（27頁：2-3-2参照）で示されているように、以下の内容について十分検討することが重要となります。

なお、「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、障害のある人から対応を求められた側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

経済的・財政的なコストの面

相手方の性格、業務の内容、業務の公共性、不特定性、事業規模、その規模から見た負担の割合、技術的困難の度合い等

業務遂行に及ぼす影響の面

合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわれるのか

また、禁止部会の意見では、「合理的配慮の内容を考察するに当たっては、1) 基準・手順の変更、2) 物理的形状の変更、3) 補助器具・サービスの提供という以下の三つの視点から検討することが有用と考えられる。」（2-5-3）とされています。

2-5-3 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

第1章 総則

第3節 障害に基づく差別

第6、合理的配慮の不提供

1～3 〔略〕

4、合理的配慮の内容

合理的配慮の内容については、合理的配慮といわれても分かりづらいといった指摘がある。確かに、合理的配慮という概念は、言葉としても新しいものであり、日本に定着した言葉ではない。

しかしながら、障害者に対する配慮については、既に様々な分野において社会連帯や思いやりの観点から一定程度実施されているものと認められ、その実体は既に日本にも古くから存在しているものでもある。

ただ、障害者が必要とする合理的配慮の具体的な内容は、障害の態様や配慮が求められた状況等に応じて変わるものであり、その内容をあらかじめ確定することは困難であるので、具体例を示すことが求められる。諸外国における運用等を踏まえると、合理的配慮の内容を考察するに当たっては、1) 基準・手順の変更、2) 物理的形狀の変更、3) 補助器具・サービスの提供という以下の三つの視点から検討することが有用と考えられる。

1) 基準・手順の変更

例1．パニック障害がある労働者の勤務時間を変更し、ラッシュ時に満員電車を利用して通勤する必要がないようにする。

例2．視覚障害がある顧客に対して、求めに応じて、大きな文字で印刷された利用案内を提供する。

例3．コミュニケーション特性に応じた会話や職業指導を行う。

2) 物理的形狀の変更

例4．建物の入口に存在する段差を解消するために、スロープを設置して、車いす利用者が建物に入ることができるようにする。

例5．職場において車いすを利用する労働者が使用する机の高さを変更し、車いすを利用したままで机を使用して仕事ができるようにする。

3) 補助器具・サービスの提供

例6．視覚障害がある労働者が職務遂行上使用するパソコンに音声読み上げソフトを導入し、パソコンを使用して仕事ができるようにする。

例7．発達障害者がパニックになった場合等に備えて、他人の視線や態度を遮る避難所的な空間を用意する。当たっては、諸外国における立法例・運用等を踏まえると経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

合理的配慮の例については、48頁以降の第10条から第19条まで（福祉、医療、労働、教育等の各分野）の解説等を参照してください。

社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担にはならないものの、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合の例として、次のものが挙げられます。

医療の提供において、知的障害のある方に対しては、丁寧に分かりやすい言葉で説明をすることが必要であり、そのような説明を行わないことが合理的配慮を怠る行為となります。よって、人員、場所等において過度の負担にならない場合には、そのような対応を行う必要がありますが、交通事故等に

よる生命の危険が伴うような状況においては、そのような丁寧な説明を、時間をかけて行うことよりも、まずは命を守る処置が優先されることとなります。このような場合が「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」に当たり、合理的配慮の提供を行わなくても差別には当たりません。

障害のある人が、依然として、偏見及び誤解から様々な制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていない要因として、周囲の人々の理解不足による社会的障壁の存在及び配慮の欠如が挙げられます。

この社会的障壁を取り除く上で合理的配慮は必要不可欠なものであり、この障壁が取り除かれることによって、障害のある人は障害のない人と同等の権利を行使することができるようになるため、合理的配慮を怠ることは差別になるということを規定しています。

合理的配慮については、差別禁止部会の意見（26頁： 2-3-1参照）にもあるとおり、「障害のある人の求めに応じて」と規定しています。

どのような配慮を行うかということについては、分野ごと又は場面ごとに応じて態様が異なるものであり、そもそも「障害のある人の求め」がない状況までをも、直ちに差別であると断定し、いたずらに対立を煽るような運用が行われないようにするため、このように規定しているところです。

例えば、これまで一度も車いす利用者の来店がなかった商店においても、車いす利用者の来店に配慮する必要はあります。しかしながら、車いす対応の利用しやすいカウンターではないことをもって、直ちに差別であると断定するのは、条例を過度に適用することにもなりかねず、必要以上の負担感を商店側に負わせることにもなります。

そのため、障害のある人の求めがあった場合に、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度の負担とはならない範囲内での配慮ができるにもかかわらず、そのような配慮をしなかったことをもって、初めて差別となるという取扱いをしようとするものです。

合理的配慮の提供については、あらかじめ全ての障害のある人の求めに対応できるような措置が講じられていればよいのですが、物的・財政的な制約等を伴うものであるため、できる限りの改善を随時行うことが望まれます。

障害のある人の求めについては、知的障害等により障害のある人本人が意思の表明を行うことが困難な場合もあることから、その場合には、その家族等の意思を尊重する必要があるため、「又はその家族等の求め（障害のある

人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。) 」と規定しています。

「その家族等」には、障害のある人の家族だけでなく、成年後見人も含まれます。

合理的配慮を行う上で、「社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるもの」を除いていますが、これによって条例の趣旨が形骸化するわけではありません。

障害の有無にかかわらず、共に安心して生き生きと暮らせる社会（共生社会）を実現することが、この条例の趣旨ですので、障害のある人のための施設改修に多額の費用を要する場合、当該施設改修を行うために新たな用地を取得する必要がある場合等による経済的負担により、企業の経営そのものに影響を与え、倒産に陥るということになってしまえば、共生社会を目指すという考えとは相反することになってしまいます。

例えば、地域の小さな駄菓子屋にとって、障害のある人のためのスロープ、点字ブロック等を整備することは、過度な経済的負担となり得ます。

この規定は、県民に、条例の趣旨を尊重しつつ、障害のある人に対して優しく接することで、共生社会の実現のためできることから少しずつ取り組んでもらうことを意図して設けているものです。

障害者差別解消法では、「合理的配慮の不提供の禁止」が規定されていますが（ 2-5-4 ）、「合理的配慮」の定義規定は設けられていません。

2-5-4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条〔略〕

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条〔略〕

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第3条（基本理念）

（基本理念）

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 障害のある人は、障害のない人と同等の権利を有しており、合理的配慮により社会の様々な分野に参加し貢献できること。
- (2) 障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 誰もが障害を有することとなる可能性があることから、障害を障害のある人だけの問題としてではなく、障害のない人も含めた全ての人の問題として認識し、障害のある人と障害のない人とが共に学び合い理解を深める必要があること。
- (4) 差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方向的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと。

【解説等】

この条は、この条例の基本理念について定めたものです。

第1号では「完全参加と平等」を、第2号では「居住の自由」を、それぞれ規定しています。

なお、障害者基本法（3-1）には、第1号及び第2号と同様の規定があります。

3-1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と同しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

第3号では「誰もが障害を有することとなる可能性があり、他人事として考えるべきでない」という概念を規定しています。

現在何の障害も有していないとしても、事故や加齢によって何らかの障害を有することとなる可能性がないとは言えません。障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を図ることは、現在障害を有している人に対して有益であるばかりでなく、現在障害を有していない人に対しても有益であり、誰もが安心して生きていくことのできる共生社会の実現につながるものです。

第4号では「県民を差別者・被差別者とに分けて対立を煽るものではない」という概念を規定しています。

この条例の運用に当たって、障害のある人の言動が全て正しく、障害のある人の求めに全て応えなければならないと考えることは、この条例が目指す共生社会の実現に必ずしも合致するとは言えません。この条例で障害のある人に対する差別を禁止することによって、この条例が物差しとなって、障害のある人とその相手方との話し合いで様々なトラブルを解決しようとするものでありますから、一方的な主張によって自己の利益を図ろうとすれば、障害のある人とその相手方との間に溝ができてしまい、共生社会の実現とは真逆の状況となってしまいます。障害のある人も障害のない人も互いに相手方の事情を十分考慮し、より良い解決策を模索することが重要です。決して、この条例を特定の個人又は特定の企業・団体のイメージを下げるために用いてはなりません。

なお、差別禁止部会の意見（3-2）にも第4号と同様の趣旨が記載されています。

3-2 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

第1章 総則

第1節 理念・目的

第1、理念

差別の禁止に関する新たな法律（以下、「本法」という。）において理念規定を設けるに当たっては、以下の視点が重要である。

1、差別の解消に向けた取組の重要性

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障害者が日常生活又は社会生活を営む上で直面する社会的障壁をなくすことが重要であり、なかでも、障害者の完全参加と平等に大きな制約をもたらす見えざる社会的障壁としての差

別は早急に解消されなければならないこと。

2、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものではないこと

この差別をなくそうとする試みは、人類普遍の原理を希求するものであり、障害の有無にかかわらず個人の尊厳を認め合う社会の実現に資するものである。

ゆえに、本法は、差別者・被差別者という形で国民を切り分けてこれを固定化し、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならず、今後、差別者・被差別者を作り出さないためにも、国民誰もが理解し得る共生社会の実現に向けた共通のルールとして機能することが重要であること。

3、差別の解消がこれからの社会により活力を与えるものであること

属性や能力において多様性に富む個人により構成される社会において、それぞれがその力を発揮し、お互いに支え合っていくには、その間に存する差異は尊重されるべきであり、障害者の完全参加と平等の実現は、特に少子高齢化が進行する我が国にとって社会全体に活力を与えるものであること。

県民、市及び町、県それぞれが、この条に規定する基本理念にのっとり、現状をどのように改善していけば共生社会の実現につながるのかということ念頭に置きながら対応することが望まれます。

第4条（県の責務）

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者基本法（昭和45年法律第84号）その他の法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）との調和を図りつつ、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

【解説等】

この条は、県の責務について定めたものです。

本県として、障害のある人に対する差別をなくしていくため、この条例及びその他の法令等の規定に基づく、施策を推進していくことを明示しています。

「障害者基本法その他の法令（条例及び規則を含む。）との調和」とは、障害者施策の基本となる障害者基本法を中心に、障害者施策に関連する法律、長崎県福祉のまちづくり条例等の法令に基づく障害者施策と、この条例に基づく障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策とを総合的に実施することを規定したものです。

《 障害者施策に関連する主な法令 》

- ・ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）
- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・ 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）
- ・ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- ・ 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）
- ・ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）
- ・ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- ・ 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）

「障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策」とは、第3章（障害のある人に対する差別をなくすための施策）に規定する、障害のある人の相談に関する調整委員会を設けるとともに、相談体制を構築し、差別に該当する事案（対象事案）の解決のための手続を執り行うことのほか、第4章（障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策）に規定する、知事表彰、普及・啓発活動等を行うことです。

障害者差別解消法では、地方公共団体の責務が規定されており（4-1）、その趣旨は、この条例で規定するものと同様のものと思われます。

4-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第5条（県と市又は町との連携）

（県と市又は町との連携）

第5条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合には、当該市又は町と連携するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

【解説等】

この条は、県と市又は町との連携について定めたものです。

「地域の特性」として、本県には離島・へき地があり、教育体制、医療体制等を都市部と同様に構築することが難しい場合があります。

しかしながら、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施しなくてよいということにはなりません。

よって、県としては、市・町がそれぞれの実情に応じて、よりよい施策を実施するよう明記しています。

なお、条文の表記として「市町」ではなく「市又は町」としているのは、視覚障害の方が聴き取る場合又は点字翻訳する場合に、「市町」と「市長」とを区別できるようにするためです。

第6条の「市及び町」という表記も同様の理由によります。

第6条（市及び町の役割）

（市及び町の役割）

第6条 市及び町は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

【解説等】

この条は、市及び町の役割について定めたものです。

地方自治（分権）の観点から県と市及び町とは対等の関係に立つことを踏まえつつも、県として施策を推進していく上で、市及び町の協力は必須のも

のであることから、「役割」という表記にて、市及び町に施策推進を努めるようにしているものです。

したがって、県に強制される形で各市及び町が施策を推進するのではなく、あくまでも地域の実情に応じ、各市及び町が自らの考えに基づき施策を実施することが期待されます。

障害のある人の地域生活を支援するサービス（福祉サービス等）については、市及び町が実施主体であることを踏まえて、「適切な役割分担を踏まえて」と規定しています。

この条例に基づき地域相談員を担う身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神保健福祉相談員は、市及び町の委託等に基づいて、現在それぞれの業務を行っています。

市及び町は、これらの相談員が地域相談員として円滑な業務を実施することができるよう、御協力をお願いします。

第 7 条（県民等の役割）

（県民等の役割）

第 7 条 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深めるよう努めるとともに、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、県又は市若しくは町が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくするための施策に協力するよう努めるものとする。

【解説等】

この条は、県民等の役割について定めたものです。

障害のある人に対する差別をなくしていくためには、行政が施策を講ずるのみならず、県民、事業者、関係団体等の幅広い理解及び協力が必要不可欠となります。

この条では、県民等に対して、第 1 項において、障害及び障害のある人に対する理解を深め障害のある人に優しい社会づくりに寄与することを求め、

第2項において、行政の施策に協力することを求めています。

県民が主体的に差別をなくしていくという意識を持って、共生社会の実現に向けて取り組むことが期待されます。

障害者差別解消法では、国民の責務が規定されており（7-1）、その趣旨は、この条例で規定するものと同様のものと思われます。

7-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第8条（財政上の措置）

（財政上の措置）

第8条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくするための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【解説等】

この条は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくするための施策を推進するために必要となる財政上の措置について定めたものです。

「必要な財政上の措置を講ずる」に当たっては、本県の収支の状況等を勘案し、財政運営に支障を及ぼさない範囲内にて行うことになります。

第2章 障害のある人に対する差別の禁止

(第9条 第19条)

第9条 (差別の禁止)

(差別の禁止)

第9条 何人も、次条から第19条までに定めるもののほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。

【解説等】

この条は、差別の禁止について定めたものです。

障害を理由としたあらゆる差別を禁止(第9条)するとともに、10の分野(第10条～第19条)における差別の禁止を特に明記することにより、その実効性を高めようとするものです。

《差別禁止の10分野》

- ・福祉サービス (第10条)
- ・医療 (第11条)
- ・商品及びサービス (第12条)
- ・労働及び雇用 (第13条)
- ・教育 (第14条)
- ・建築物の利用 (第15条)
- ・交通機関の利用 (第16条)
- ・不動産取引 (第17条)
- ・情報の提供 (第18条)
- ・意思表示の受領 (第19条)

本県の障害福祉課が取りまとめた「障害者差別にあたると思われる事例集」(10頁：0-2参照)では、事例を10分野(福祉、医療、教育、労働、住宅、建築物・交通等、サービス提供、情報、政治・行政・司法及びその他)に分類しており、この分類を踏まえて、この条例では、福祉、医療、サービス提供、労働、教育、建築物、交通、不動産、情報提供及び意思表示の受領(第10条～第19条)を規定することとしています。

なお、政治参加及び司法手続は法律の規定に基づくものであり、地方自治体で定める条例において独自に対応を採ることができないことから、分野と

しての規定は設けていません。

この条は、何人も「差別をしてはならない」ということを包括的に禁止していますが、そのためには、具体的に何が差別に当たるのかという共通の物差しを明らかにし、これを社会のルールとして共有することが極めて重要となります。

そこで、第10条から第19条までの規定（福祉サービス、医療、労働、教育等）において、個別の分野における差別行為の禁止を定めています。

障害者差別解消法では、この条例のように個別の分野ごとに規定を設けておらず、主務大臣が別途分野別の対応指針を定めることとなっています（9-1）。

9-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 〔略〕

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、障害のある人から対応を求められた側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

社会的障壁によって不利な立場に置かれている障害のある人に対して特別な措置を採ることによって、実質的な機会均等を実現しようとする「積極的差別是正措置」については、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の種別による取扱いに差があっても、差別とはなりません。

例えば、各種利用料の割引について、その適用対象が身体障害者と知的障害者となっており、精神障害者には適用しないとされている場合がありますが、これは、精神障害者にとって不利益となるものではないため、精神障害者に対する差別とはなりません。

この条例では、差別行為に対する罰則については規定していません。

禁止事項に対する罰則規定が設けられている法令は数多くありますが、この条例は障害の有無にかかわらず、共に安心して生き生きと暮らせる社会（共生社会）の実現を目指すものであるため、差別した者に対して罰則を課すことによって目的を実現していくという考え方は相応しいものではありません。

一方、広域専門相談員等には相談内容等に係る守秘義務を課すとともに、その違反に対しては罰則を課すこととしています。これは、差別を受けた者が安心して相談等を行うことができるようにするためです。

なお、条例の実効性を確保するため、勧告・公表の規定を設けています。

この条例では、障害のある人に対する差別に関するトラブルが発生した場合には、障害のある人となない人との間で、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本にしていますので、当事者間で解決が困難であるときは、地域相談員や広域専門相談員、障害のある人の相談に関する調整委員会が、公平中立な立場から当事者らとともに、差別に該当する事案（対象事案）の内容、対象事案の関係者の状況等を総合的に勘案した上で、解決策を探っていくこととなります。

勧告は、特に悪質な差別があったと思われる事案について、障害のある人の相談に関する調整委員会から知事に対する求めがあり、知事が助言案又はあっせん案の内容を妥当と判断した上で、正当な理由がなく受諾をしない被申立者に対して行われるものであり、また、公表は、勧告を行ってもなお解決に至らない事案について行うこととなります。

助言又はあっせんの申立てがなされれば直ちに勧告や公表に至るという性質のものではありません。

この条に関連し、障害のある人の家族その他の関係者に対する差別は、この条例が直接禁止するところの差別には該当しませんが、許されるものでないため、改める必要があります。

障害者差別解消法では、「差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」が禁止されています（ 9-2 ）。

ただし、この法律では、行政機関等に対する規定と事業者に対する規定がそれぞれ別に設けられており、差別的取扱いの禁止については、どちらも義務規定となっていますが、合理的配慮の不提供の禁止については、行政機関等が義務となっているのに対して、事業者は努力義務となっています。

この条例では、「差別は良くない。」「障害のある人に対しては理解を持

って接すべきである。」という意識を十分に高め、障害を理由とする差別の解消につなげるため、不均等待遇と合理的配慮の不提供をどちらも禁止し、それを義務としています。

なお、障害者差別解消法では、事業者による合理的配慮の提供が努力義務とされていますが、事業者に対して、主務大臣は、事業分野別の対応指針に定める事項についての報告を求め（第12条）、虚偽報告等を行った者には過料を科すこととされており（第26条）、また、助言、指導又は勧告ができると定められています（第12条）。

この条例には、助言又はあっせんの手続において、障害者差別解消法にはない公表の規定（第36条）がありますが、これは、障害のある人の相談に関する調整委員会の求めによる知事の勧告を経た上で、特に悪質と思われる事案に対してなされるものです。

9-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
〔抄〕

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 〔略〕

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

第10条（福祉サービスの提供における差別の禁止）

（福祉サービスの提供における差別の禁止）

第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）又は通所を強制してはならない。

2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

【解説等】

この条は、福祉サービスの提供における差別の禁止について定めたものです。

障害のある人が日常生活等を営む上で、福祉サービスの提供を受けることは重要なことであり、適切な福祉サービスが受けられる機会を保障するため、差別禁止の規定を設けるものです。

<< 第1項関係 >>

第1項は、障害のある人に対する福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことは重要であるにもかかわらず、そのような相談等を行うことなく、障害のある人の意思に反して、障害者支援施設等への入所等を強制してはならないことを定めたものです。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（10-1-1）においても、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活等を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行うことにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。

10-1-1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）〔抄〕

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

「障害者支援施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項（10-1-2）に規定されているとおり、「障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設」のことです。

10-1-2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）〔抄〕

（定義）

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

2～11 〔略〕

12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

13～27 〔略〕

「その他福祉サービスの提供を行う施設」とは、児童福祉施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設等の施設のことです（10-1-3～5）。

10-1-3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）〔抄〕

（定義）

第5条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

9～27 〔略〕

10-1-4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）〔抄〕

（法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第2条の3 法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設は、病院とする。

（法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第2条の5 法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

（法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第2条の6 法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。

（法第5条第8項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第5条 法第5条第8項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設その他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。

10-1-5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

〔略〕

「入所（入居を含む。）」と「入居」を記載している理由は、入所型の施

設のみならず、グループホームのような一般住宅等を利用した入居型の施設を含むものとするためです。

「通所の強制」とは、障害区分に応じて通所サービスが受けられる状況にはあるものの、通所を希望していない者に対し、通所しなければならない制度である等の誤認を生じさせ、通所に仕向けること等が挙げられます。

「相談及び支援」とは、福祉サービスの提供内容等に関し、障害のある人の状況に適切なものであるかについて、必要な情報の提供等を行うとともに、福祉サービスの総合的な利用に対する助言等を行うことを指します。

「障害のある人の意思に反して」とは、障害のある人の自己決定権を尊重しないことを指します。

したがって、障害のある人が納得せず拒絶しているにもかかわらず、施設入所等を強制してはなりません。

仮に、重度障害であり、障害のある人自身が意思表示を行うことが困難な場合であっても、できる限り本人の意思を確認するよう努め、家族の状況、地域の支援体制等を踏まえつつ、障害のある人自身にとって最善の選択となるよう運用することになります。

障害のある人の意思については、知的障害等により障害のある人本人が意思の表明を行うことが困難な場合もあることから、その場合には、その家族等の意思を尊重する必要があるため、「又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限り。）に反して」と規定しています。

「その家族等」には、障害のある人の家族だけでなく、成年後見人も含まれます。

<< 第2項関係 >>

第2項は、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならないことを規定しているものです。

第1項においては「障害を理由として」という規定があるものの、第2項に規定していないのは、第2項の文末を「不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない」と規定しており、この不均等待遇及び合理的配慮には「障害を理由とする」という内容が含まれるためです。

一方、「障害のある人に対して」は、差別を受ける対象を明確にするため、規定しています。

「障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合」としては、障害のある人が福祉サービスを利用している際に、病状の悪化等により体調を崩した場合に、医療等の適切な措置を採るために当該サービスを打ち切る場合等が挙げられます。

「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」としては、事業所の利用定員数により利用申込みに応じきれない場合等が挙げられます。

なお、福祉サービスについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」等（10-2-1～3）において、サービス提供の拒否に関する「正当な理由」が示されており、これらも「特別な事情がある場合」に該当するものです。

10-2-1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日 障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaisei/dl/tuuchi_02.pdf

第三 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護

3 運営に関する基準

(1)・(2)〔略〕

(3) 提供拒否の禁止（基準第11条）

指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合

利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合

当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合

入院治療が必要な場合

である。

(4)〔略〕

(5) サービス提供困難時の対応（基準第13条）

指定居宅介護事業者は、基準第11条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認められた場合には、基準第13

条の規定により、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(6)～(30)〔略〕

提供拒否の禁止（基準第11条）及びサービス提供困難時の対応（基準第13条）は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（第三）、療養介護（第四）、生活介護（第五）、短期入所（ショートステイ）（第六）、重度障害者等包括支援（第七）、共同生活介護（ケアホーム）（第八）、自立訓練（機能訓練）（第九）、自立訓練（生活訓練）（第十）、就労移行支援（第十一）、就労継続支援A型（第十二）、就労継続支援B型（第十三）及び共同生活援助（グループホーム）（第十四）に準用されます。

10-2-2 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日 障発第0126001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaisei/dl/tuuchi_03.pdf

第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

3 運営に関する基準

(1)・(2)〔略〕

(3) 提供拒否の禁止（基準第9条）

指定障害者支援施設等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合
入院治療の必要がある場合

当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。

(4)〔略〕

(5) サービス提供困難時の対応（基準第11条）

指定障害者支援施設等は、基準第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合には、同条の規定により、適当な他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(6)～(48)〔略〕

10-2-3 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日 障発0330第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaisei/dl/tuuchi_120330-23.pdf

第三 児童発達支援

3 運営に関する基準

(1)～(3)〔略〕

(4) 提供拒否の禁止（基準第14条）

指定児童発達支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、

当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合
入院治療の必要がある場合

当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。

(5)〔略〕

(6) サービス提供困難時の対応（基準第16条）

指定児童発達支援事業者は、基準第14条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認められた場合には、同条の規定により、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(7)～(41)〔略〕

提供拒否の禁止（基準第14条）及びサービス提供困難時の対応（基準第16条）は、指定医療型児童発達支援（第四）、放課後等デイサービス（第五）及び保育所等訪問支援（第六）に準用されます。

なお、障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）（10-2-4）によれば、やむを得ず身体拘束を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たす必要があるとされ、その手続として「組織による決定と個別支援計画への記載」、「本人・家族への十分な説明」、「必要な事項の記録」が求められています。

10-2-4 障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）〔抄〕

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

1. 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

車いすやベッドなどに縛り付ける。

手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。

行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。

行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月）に基づく次の要件に沿って検討する方法などが考えられます。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

2・3 〔略〕

<< 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

福祉サービスの提供における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

- ・ 障害児の母親は働かずに子どもの面倒を見るべきとして、障害児の保育所への入所を拒むこと。
- ・ 設備及び人的体制が整っており対応可能であるにもかかわらず、重度の障害に伴う発作の可能性があると、障害のある人のショートステイの利用を拒むこと。

合理的配慮の主な事例

- ・ 聴覚障害者に対し筆談等を交えて説明すること。
- ・ 知的障害者に対しゆっくりと分かりやすい言葉で説明すること。
- ・ 福祉サービス等の利用申込みに必要な書類を分かりやすく説明すること。
- ・ 本来受けられる福祉サービス等が享受できるような支援を行うこと。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、福祉サービスの提供者側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案にお

いて判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・ 重度障害により障害のある人本人の意思が確認できない場合で、家族等本人の代わりに意思の表明をすることができる者がいないときにおいて、地域の支援体制等を踏まえ、本人にとっての最善の選択として入所させること。

障害のある人本人の意思を確認する努力は必要ですが、重度障害によりそれができない場合には、地域の支援体制等を踏まえ、本人にとっての最善の選択として入所させることは、障害のある人自身の不利益となる行為ではないためです。

- ・ 65歳以上の障害のある人が障害福祉サービスを希望しているにもかかわらず、介護保険サービスを利用させること。

障害のある人であっても介護保険サービスを利用できる人は、厚生労働省の通知（10-2-5）に基づき、介護保険サービスを優先して利用することとなっています。そのため、この取扱いに反する形で障害福祉サービスを利用することを求める障害のある人に対して、これを断ったとしても差別とはなりません。ただし、サービス内容によっては、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものがあり、そのサービスについては、障害福祉サービスを利用できることとなっていますので、その際には、対応が必要です。

10-2-5 障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年3月28日 障企発第0328002号・障障発第0328002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長通知）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/kaiseihou/dl/tuuthi_111121_08.pdf

1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

(1) 介護保険の被保険者とならない者について 〔略〕

(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。

その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓

練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

具体的な運用 [略]

(3) 補装具費と介護保険制度との適用関係 [略]

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。
この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。

第11条（医療の提供における差別の禁止）

（医療の提供における差別の禁止）

第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、医療を受けるよう強制してはならない。

2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

【解説等】

この条は、医療の提供における差別の禁止について定めたものです。

障害のある人が日常生活等を営む上で、医療の提供を受けることは重要なことであり、適切な医療が受けられる機会を保障するため、差別禁止の規定を設けるものです。

<< 第1項関係 >>

第1項は、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療を受けるよう強制してはならないことを定めたものです。

障害のある人にとっての医療は、福祉サービスの提供（第10条）と同様に、日常生活等を営む上で欠かせないものであり、生活の質を高めるための医学的リハビリテーションの充実、障害の原因となる疾病の予防、早期発見、治療等が期待されています。

しかしながら、法令に別段の定めがある場合等以外まで、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反し、入院措置等を強制するべきではないため、このような規定を設けています。

例えば、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制することを禁止しているものです。

一方、医師等には、医師法等（ 11-1-1～4）により、「正当な事由がなければ、これを拒んではならない」との職務義務が課せられています。

この条例の運用に当たっては、この職務義務を踏まえ、対応する必要があります。

11-1-1 医師法（昭和23年法律第201号）〔抄〕

第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 〔略〕

11-1-2 歯科医師法（昭和23年法律第202号）〔抄〕

第19条 診療に従事する歯科医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 〔略〕

11-1-3 病院診療所の診療に関する件（昭和24年9月10日 医発第752号 厚生省医務局長通知）〔抄〕

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/08/dl/s0803-6e.pdf>

記

- 一 患者に与えるべき必要にして十分な診療とは医学的にみて適正なものをいうのであって、入院を必要としないものまでをも入院させる必要のないことは勿論である。
- 二 診療に従事する医師又は歯科医師は医師法第19条及び歯科医師法第19条に規定してあるように、正当な事由がなければ患者からの診療の求めを拒んではならない。而して何が正当な事由であるかは、それぞれの具体的な場合において社会通念上健全と認められる道徳的な判断によるべきであるが、今ここに1、2例をあげてみると、
 - (1) 医業報酬が不払であっても直ちにこれを理由として診療を拒むことはできない。
 - (2) 診療時間を制限している場合であっても、これを理由として急施を要する患者の診療を拒むことはされない。
 - (3) 特定人例えば特定の場所に勤務する人々のみでの診療に従事する医師又は歯科医師であっても、緊急の治療を要する患者がある場合において、その近辺に他の診療に従事する医師又は歯科医師がいない場合には、やはり診療の求めに応じなければならない。
 - (4) 天候の不良等も、事実上往診の不可能な場合を除いては「正当の事由」には該当しない。
 - (5) 医師が自己の標榜する診療科名以外の診療科に属する疾病について診療を求められた場合も、患者がこれを了承する場合は一応正当の理由と認め得るが、了承しないで依然診療を求めるときは、応急の措置その他できるだけ範囲のことをしなければならない。

三 〔略〕

11-1-4 所謂医師の応招義務について（昭和30年8月12日医収第755号長野県衛生部長あて厚生省医務局医務課長回答）〔抄〕

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/08/dl/s0803-6e.pdf>

記

- 1 医師法19条にいう「正当な事由」のある場合とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、患者の再三の求めにもかかわらず、単に軽度の疲労の程度をもってこれを拒絶することは、第19条の義務違反を構成する。然しながら、以上の事実認定は慎重に行われるべきであるから、御照会の事例が正当な事由か否かについては、更に具体的な状況をみなければ、判定困難である。
- 2 医師が第19条の義務違反を行った場合には罰則の適用はないが、医師法第7条にいう「医師としての品位を損するような行為のあったとき」にあたるから、義務違反を反覆するが如き場合において同条の規定により医師免許の取消又は停止を命ずる場合もありうる。

「法令に特別の定めがある場合」としては、以下のものが挙げられます。

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（11-1-5）第29条の規定による「措置入院」
- ・同法第29条の2の規定による「緊急措置入院」
- ・同法第33条の規定による「医療保護入院」
- ・同法第33条の7の規定による「応急入院」
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（11-1-6）第43条の規定による「入院医療」

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条の規定による「任意入院」は、「法令に特別の定めがある場合」には該当しませんが、同法第21条第3項又は第4項の規定により一時的に退院させない場合は、「法令に特別の定めがある場合」に該当するものとなります。

このような場合には、患者の意思に関係なく医療を提供しなければならず、この条例によりこれらの行為が禁止されるという誤解を招かないよう、「法令に特別の定めがある場合」という規定を盛り込んでいるものです。

11-1-5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）〔抄〕

第5章 医療及び保護

第1節 任意入院

第20条 精神科病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

第21条 精神障害者が自ら入院する場合においては、精神科病院の管理者は、その入院に際し、当該精神障害者に対して第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせ、当該精神障害者から自ら入院する旨を記載した書面を受けなければならない。

- 2 精神科病院の管理者は、自ら入院した精神障害者（以下「任意入院者」という。）

から退院の申出があつた場合においては、その者を退院させなければならない。

- 3 前項に規定する場合において、精神科病院の管理者は、指定医による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、72時間を限り、その者を退院させないことができる。
- 4 前項に規定する場合において、精神科病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の4第1項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。）に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、12時間を限り、その者を退院させないことができる。
- 5～7 〔略〕

第2節 指定医の診察及び措置入院

（都道府県知事による入院措置）

第29条 都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

2～4 〔略〕

第29条の2 都道府県知事は、前条第1項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第27条、第28条及び前条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めるときは、その者を前条第1項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その者につき、前条第1項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。
- 3 第1項の規定による入院の期間は、72時間を超えることができない。
- 4 〔略〕

第3節 医療保護入院等

（医療保護入院）

第33条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

- (1) 指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの
- (2) 第34条第1項の規定により移送された者

2～7 〔略〕

（応急入院）

第33条の7 厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神科病院の管理者は、医療及び保護の依頼があつた者について、急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において、その者が、次に該当する者であるときは、本人の同意がなくても、72時間を限り、その者を入院させることができる。

- (1) 指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために

第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの
(2) 第34条第3項の規定により移送された者
2～7 〔略〕

下線部は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第47号）により改正された部分で、平成26年4月1日に施行される部分。平成26年4月1日までは改正前の規定が適用される。

11-1-6 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）〔抄〕

（入院等の決定）

第42条 裁判所は、第33条第1項の申立てがあった場合は、第37条第1項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第3項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

(1) 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

(2)・(3) 〔略〕

2 〔略〕

（入院等）

第43条 前条第1項第1号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定入院医療機関において、入院による医療を受けなければならない。

2～4 〔略〕

「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」としては、交通事故等に伴う重篤な状態に対して、人命救助のため救急医療の提供が最優先される場合等が挙げられます。

なお、医療の提供に当たっては、障害の有無にかかわらず、本人の同意に基づいて行われることが原則であり、本人の同意に基づかない治療を行わざるを得ない場合には、人権への配慮から適正な手続を確保し、それに沿った医療を提供することが求められます。

さらに、障害のある人の意思については、知的障害等により障害のある人本人が意思の表明を行うことが困難な場合もあることから、その場合には、その家族等の意思を尊重する必要があるため、「又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して」と規定しています。

<< 第 2 項関係 >>

第 2 項は、医療の提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならないことを規定しているものです。

「障害を理由として」という文言を、第 1 項では規定しているのに対して、第 2 項で規定していないのは、第 2 項の文末を「不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない」と規定しており、この不均等待遇及び合理的配慮に「障害を理由とする」という内容が含まれるためです。

一方、「障害のある人に対して」は、差別を受ける対象を明確にするため、規定しています。

「障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合」としては、歯の治療について、障害のある患者がパニックを起こしてしまい、治療を継続することにより口腔内を傷付けてしまうおそれがあるため、患者本人の身体の保護を目的として医療の提供を一時的に中断する場合は挙げられます。

「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」としては、交通事故等に伴う重篤な状態の患者が運び込まれた際に、その患者の人命救助のため救急医療の提供が最優先され、障害のある人に対する医療の提供を一時的に中断する場合等が挙げられます。

<< 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

医療の提供における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

- ・診療時に医師等が差別的な言葉を使用すること。
- ・障害を理由に診療を拒否すること。

合理的配慮の主な事例

- ・電光掲示板により順番を確認する医療機関において、視覚障害者へ直接声をかけて順番が来たこと知らせること。
- ・聴覚障害者が診察を受ける際に手話通訳者や要約筆記者の同席を承諾すること。
- ・治療・検査に関する絵・写真を活用し内容が伝わりやすくすること。

- ・医療機関の出入口の段差に対して職員が必要な介助をすること。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

この条に関連し、障害のある人の診療補助として付き添った施設等の職員に対し、医師等が差別的な言葉を使用することは、この条で直接禁止している差別には該当しませんが、人道的観点から適切な対応とは言えず、改める必要があります。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、医療の提供者側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることになります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・ 治療上の必要性から専門的医療機関等へ紹介する行為
他の医療機関への紹介は、より適切な医療を患者に提供するため行うものであり、診療の拒否等には当たらないためです。ただし、その必要性を十分に説明する必要はあります。
- ・ 他の療養患者への配慮のために行われる行為
他の患者に対する治療の妨げになる場合には、医療の提供において障害のない人と異なる取扱いをすることがありますが、障害を理由とする行為ではないためです。ただし、その必要性を十分に説明する必要はあります。
- ・ 急患等により診療の順番を変更する行為
救急患者が搬送されて来た場合には、障害の有無にかかわらず、診療の順番を待ってもらうことになるためです。ただし、その必要性を十分に説明する必要はあります。
- ・ 歩行訓練のリハビリを行っている患者から院内移動時に車いすを要求されたことに対して、できるだけ歩行するよう指示する行為
歩行訓練という本来の目的を補完するものであり、障害を理由とする貸与拒否ではないためです。ただし、訓練は、障害の有無にかかわらず身体的疲労を伴うものであり、患者の状況に応じて、車いすを貸与する等の柔軟な対応が求められます。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。

第12条（商品及びサービスの提供における差別の禁止）

（商品及びサービスの提供における差別の禁止）

第12条 商品及びサービス（第10条の福祉サービスを除く。以下同じ。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

【解説等】

この条は、商品及びサービスの提供における差別の禁止について定めたものです。

個人の契約関係は、契約当事者の自由な意思に基づいて決定されるべきであり、国家は干渉してはならない、という「契約自由の原則」があります。

つまり、誰とどのような内容の契約をどのような形式で締結するかは原則として自由であり、これは商品及びサービスの提供を行う者についても適用される概念です。

障害のある人との契約に関してももちろん自由ですが、障害のある人も、日常生活等を営む上で、障害のない人と同様に、商品を購入し、サービスの提供を受けることが必要になります。

そのため、障害のある人が適切に商品及びサービスの提供を受けられる機会を保障するため、差別禁止の規定を設けるものです。

この条は、対価の有無又は公私を問わず、あらゆる商品及びサービスに適用されますが、「第10条の福祉サービスを除く」として、福祉サービスに関しては第10条が適用されることを明記しています。

なお、サービスの概念は広いものであり、第11条の「医療（サービス）」、第15条の「建築物の利用」、第16条の「交通機関の利用」等と重複する部分もありますが、事案の内容に応じて複合的に適用されることとなります。

「サービスの本質を著しく損なうこととなる場合」とは、例えば、映画館、劇場、コンサートホール等において、障害の特性により、じっとしていられずに、当該サービスの提供に不可欠な静寂さを壊してしまい、他の観客に対して本来のサービス提供が困難になる場合を指します。

ただし、この規定を適用するに当たっては、他の利用者の受忍限度を超え

るものであり、明らかにサービスの提供に支障を招く状況であることを、具体的に説明する必要があります。

なお、個々の障害のある人の状態を把握することなく、身体障害等であることを理由に、一律にサービスの提供を拒否することは、差別に当たります。

<< 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

商品及びサービスの提供における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

- ・ 車いすの利用を理由にレストラン等への入店を拒むこと。
- ・ レストラン等において盲導犬同伴入店を拒否すること。
- ・ 障害のあることを契約拒否事由に挙げること。
- ・ 障害者認定を受けた場合には契約を打ち切る旨を事前に決めておくこと。
- ・ 不当に高い料金を取ること。
- ・ 旅行ツアーにおいて付き添いを求めること。

合理的配慮の主な事例

- ・ 視覚障害者を考慮して店内通路上に商品等を置かないこと。
- ・ 知的障害者が理解しやすいように商品のカタログに写真・ふりがなを入れること。
- ・ 窓口案内にて音声と文字の両方を用いること。
- ・ 店内カウンターの高さを車いすでも利用できるものとする。
- ・ 昇降機のない2階建て店舗等において、店員が1階で2階にある商品の注文を受けて1階で売り渡すこと。
- ・ レストラン等において、店員がメニュー説明を行って注文を受けること。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

この条に関連し、重要文化財（バリアフリー化されていないもの）を博物館等として利用する際、概観変更の規制によりスロープ等を設置することができないこともあります。そのような場合には、車いす利用者に対する階段の昇降補助者を準備する等の状況に応じた対応を採ることが望まれます。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、商品及びサービスの提供者側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・ 飲食店等の繁忙時に、聴覚障害のある人に対し、聴覚障害があることが分からずに丁寧な接客ができなかった場合。

飲食店側が障害のあることを自覚した上で、そのような対応を行ったわけではないためです。

- ・ 登山ツアーの参加に当たって、参加に支障がない旨の診断書等の提出を求める場合。

登山という体力が必要とされるツアー内容であるため、診断書の提出を求めるものであり、ツアーを催行するに当たっての必要な要件と認められるからです。ただし、障害を理由に一律に制限しているかのように受け取られないよう対応していただくことが望まれます。

- ・ 店舗内の通路の幅が狭く、車いす利用者の通行ができなかったため、従

業員が店舗の入口で注文を受けて、車いす利用者に代わって品物を選び、売り渡す場合。

車いす利用者が自ら商品を選んで買い物をすることに代って、合理的配慮による商品提供が行われているからです。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。

第13条（労働及び雇用における差別の禁止）

（労働及び雇用における差別の禁止）

第13条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、労働者の募集若しくは採用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

2 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、次に掲げる事項について不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(1) 賃金

(2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇

(3) 昇進、配置転換、退職及び復職

(4) 訓練及び研修

(5) 福利厚生

(6) その他の労働条件

3 事業主は、障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害を理由として、当該障害のある人を解雇してはならない。

【解説等】

この条は、労働及び雇用における差別の禁止について定めたものです。

事業主には、どのような者をどのような条件で雇用するかは自由である、という「採用の自由」があります。しかしながら、採用の自由は、「法律その他による特別の制限がない限り」という前提があり、近年、立法等により制約される傾向にあります（13-1～3）。

13-1 雇用対策法（昭和41年法律第132号）〔抄〕

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第10条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会

を与えなければならない。

13-2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）〔抄〕

（性別を理由とする差別の禁止）

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

13-3 職業安定法（昭和22年法律第141号）〔抄〕

（労働条件等の明示）

第5条の3 公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者（第39条に規定する募集受託者をいう。）並びに労働者供給事業者（次条において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

・〔略〕

（求職者等の個人情報の取扱い）

第5条の4 公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

〔略〕

労働者の募集を行う者が求職者の個人情報を収集する場合には、人種や民族、思想信条、労働組合の加入状況などのセンシティブ・データを収集してはならないとされており、その意味で採用の自由が制約されている。

障害のある人が自立した地域生活等を送るためには、障害のない人と同様に、雇用の機会が保障されることが必要です。

この条例においては、事業主に対して、障害のある人の採用を義務付けるものではありませんが、「採用の自由」に関して、障害のある人に対する一定の配慮を求めています。

なお、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定（13-4）に基づいて、事業主は、障害者の雇入れの努力義務が課せられるとともに、その雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を法定雇用障害者数以上とする義務が課せられています。

13-4 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）〔抄〕

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第37条 全て事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

2 この章、第86条第2号及び附則第3条から第6条までにおいて「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。第3節及び第79条を除き、以下同じ。）をいう。

（一般事業主の雇用義務等）

第43条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第46条第1項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第54条第3項において同じ。）の総数に対する対象障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある対象障害者を含む。第54条第3項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3～6 〔略〕

7 事業主（その雇用する労働者の数が常時厚生労働省令で定める数以上である事業主に限る。）は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、対象障害者である労働者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

8 〔略〕

下線部は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）により改正された部分。第43条第1項に「次章を除き、」を加える改正については、平成28年4月1日に施行されるが、それ以外は、平成30年4月1日に施行される。施行までは、改正前の規定が適用される。

厚生労働省が平成24年11月に公表した「平成24年 障害者雇用状況の集計結果」（13-6）によると、本県の実雇用率（13-5）及び法定雇用率達成企業の割合は、全国平均を上回っていますが、この条例により、障害のある人の雇用がこれまで以上に促進されることが期待されます。

13-5 実雇用率とは

常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者の就業が困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数のうち、身体障害者と知的障害者が占める割合のこと。

13-6 平成24年 障害者雇用状況の集計結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200002o0qm.html>

都道府県名	実雇用率	(対前年 増減)	法定雇用 率達成企 業の割合	(対前年 増減)	法定雇用率 達成企業の数
全国	1.69	0.04	46.8	1.5	35,694 / 76,308
北海道	1.78	0.05	50.1	1.4	1,388 / 2,772
青森	1.70	0.03	47.5	0.7	347 / 731
岩手	1.79	0.02	52.2	0.6	404 / 774
宮城	1.63	0.03	46.4	0.4	540 / 1,164
秋田	1.56	0.03	51.3	0.5	298 / 581
山形	1.64	0.09	52.4	2.3	398 / 759
福島	1.64	0.05	48.4	1.6	522 / 1,079
茨城	1.59	0.05	51.4	3.8	617 / 1,200
栃木	1.59	0.01	49.5	0.2	462 / 933
群馬	1.59	0.04	47.8	1.4	537 / 1,123
埼玉	1.62	0.11	43.9	4.9	1,022 / 2,330
千葉	1.63	0.06	48.9	2.8	870 / 1,779
東京	1.66	0.05	33.7	1.5	5,416 / 16,062
神奈川	1.63	0.07	45.1	2.7	1,657 / 3,673
新潟	1.59	0.05	47.6	1.5	690 / 1,451
富山	1.71	0.06	57.3	2.6	488 / 851
石川	1.57	0.01	52.6	0.2	427 / 812
福井	2.27	0.08	55.6	0.5	311 / 559
山梨	1.69	0.02	52.7	4.0	238 / 452
長野	1.83	0.01	60.9	3.9	787 / 1,293
岐阜	1.70	0.05	52.9	0.7	628 / 1,187
静岡	1.65	0.04	48.9	2.9	1,122 / 2,294
愛知	1.61	0.02	43.8	1.0	2,132 / 4,872
三重	1.57	0.06	50.2	0.8	440 / 877
滋賀	1.78	0.18	54.7	4.3	345 / 631
京都	1.80	0.02	49.7	1.6	714 / 1,438
大阪	1.69	0.06	44.9	1.1	2,817 / 6,273
兵庫	1.79	0.07	54.0	1.7	1,456 / 2,698
奈良	2.15	0.07	59.3	4.2	270 / 455
和歌山	1.89	0.07	60.6	1.7	286 / 472
鳥取	1.80	0.02	56.6	0.2	205 / 362
島根	1.88	0.04	62.3	0.3	282 / 453
岡山	1.82	0.08	49.8	0.3	583 / 1,171
広島	1.78	0.01	48.5	0.6	882 / 1,820
山口	2.28	0.04	56.4	3.6	421 / 746
徳島	1.68	0.01	57.8	2.0	201 / 348
香川	1.75	0.04	60.0	0.1	397 / 662
愛媛	1.71	0.07	50.8	2.6	401 / 789
高知	1.98	0.10	56.4	0.9	241 / 427
福岡	1.69	0.06	49.9	0.8	1,435 / 2,877
佐賀	2.13	0.03	69.4	1.3	318 / 458
長崎	2.08	0.04	57.0	1.1	437 / 766
熊本	1.97	0.03	54.4	2.1	535 / 983
大分	2.10	0.10	58.7	0.4	385 / 656
宮崎	1.96	0.02	65.2	4.1	399 / 612
鹿児島	1.92	0.01	59.7	1.6	540 / 905
沖縄	1.95	0.15	57.7	1.9	403 / 698

障害のある人の雇用に関して、募集・採用する場合（第1項）、労働条件を適用する場合（第2項）及び解雇する場合（第3項）において、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害を理由として、障害のない人と異なる取扱い等を行うことを禁止しています。

「合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合」としては、例えば、通訳のような専門性を有する業務について、合理的配慮をなされてもなお通訳業務（業務の本質に当たる部分）を行うことができない（できなくなった）場合が挙げられます。

ただし、障害の特性を考慮した配置転換等により、他の業務に従事しても行うことができないか等の労働者の雇用の継続に配慮し、適正な労務管理を行うことが求められます。

なお、配置転換等による雇用の継続に努めたにもかかわらず、業務を適切に遂行することができないと認められる場合に解雇することは不均等待遇には当たりません。

「募集若しくは採用」に関しては、例えば、身体障害等があることを理由に、採用のための面接に応じないこと等が挙げられます。

また、障害の有無にかかわらず等しく従事することができる業務であるにもかかわらず、事業主が一定の人数の労働者を募集又は採用する際に、そのうち障害のある人については人数（枠）を限定して募集（採用）を行うことは差別に当たります。

「その他の労働条件」としては、育児休暇、雇用期間、交替制勤務制の場合のローテーション等が挙げられます。

また、「配置転換」に関する不均等待遇としては、一定の業務への配置に当たり、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なく、障害のある人だけその対象から除外すること、障害のある人にだけ資格取得・研修実績を求めること等が挙げられます。

「解雇」に関しては、例えば、身体障害者に認定されたことだけをもって、退職を強要すること等が挙げられます。

労働及び雇用における差別の禁止に関しては、平成25年6月に、障害者差別解消法の制定（13-7）と障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（13-8）が相次いでなされ、障害者に対する差別の禁止、障害者と障害者でな

い者との均等な機会の確保等を図るための措置等が定められました。

13-7 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第69号）

〔抄〕

（事業主による措置に関する特例）

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

13-8 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）〔抄〕

（障害者に対する差別の禁止）

第34条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第35条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（障害者に対する差別の禁止に関する指針）

第36条 厚生労働大臣は、前2条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「差別の禁止に関する指針」という。）を定めるものとする。

2 〔略〕

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第36条の2 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第36条の3 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第36条の4 事業主は、前2条に規定する措置を講ずるに当たっては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針）

第36条の5 厚生労働大臣は、前3条の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。）を定めるものとする。

2 〔略〕

(助言、指導及び勧告)

第36条の6 厚生労働大臣は、第34条、第35条及び第36条の2から第36条の4までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

第34条から第36条の6までの規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第46号)により改正されたもので、平成28年4月1日に施行される。

<< 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

労働及び雇用における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

- ・ 障害を理由に契約社員等として採用しその後も正社員としないこと。
- ・ 営業成績がよくても障害を理由に正当な評価をせず昇進させないこと。
- ・ 公共交通機関等による自力通勤しか認めない募集内容とすること。

合理的配慮の主な事例

- ・ 車いすで利用できる机を配備する等の職場環境づくりを行うこと。
- ・ 精神障害等の障害の状況に応じた仕事のローテーションを組むこと。
- ・ 知的障害者に対応した工程の単純化等の工夫を行うこと。
- ・ 障害の特性を考慮した柔軟な配置転換を図ること。
- ・ エレベーターのない建物にある職場において、車いす利用者が1階の部屋で業務に携わることを認めること。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、事業主側にあることは、第2条の解説等(27頁参照)で記載しているところですが、差

別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・ 通訳、運転業務等において、合理的配慮（勤務形態の緩和等）を行ったにもかかわらず、業務の本質に当たる部分が行えないため、その業務から外れてもらうこと。

「合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合」に当たるためです。ただし、障害の特性を考慮した配置転換等により、他の業務に従事してもらうことができないか等の労働者の雇用の継続に配慮し、適正な労務管理を行うことが求められます。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。

第14条（教育における差別の禁止）

（教育における差別の禁止）

第14条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 障害のある人及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）に対して必要な情報提供を行わないこと。
- (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。

2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

【解説等】

この条は、教育における差別の禁止について定めたものです。

教育については、憲法（14-0-1）に定めがあるほか、以下のような法律（14-0-2～4）の規定があります。

14-0-1 日本国憲法〔抄〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

14-0-2 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（教育）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

14-0-3 教育基本法（平成18年法律第120号）〔抄〕
（教育の機会均等）

- 第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

14-0-4 学校教育法（昭和22年法律第26号）〔抄〕

- 第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- 第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。
- 第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。
- 2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
 - (1) 知的障害者
 - (2) 肢体不自由者
 - (3) 身体虚弱者
 - (4) 弱視者
 - (5) 難聴者
 - (6) その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
 - 3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

この条例は、特別支援教育を否定的に捉えているものではありません。

特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児、児童又は生徒（以下「幼児児童生徒」という。）が在籍する全ての学校において実施されるものであり、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。

本県では、特別支援教育が我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持つものとして、その充実が図られています。

主語を単に学校としなかった理由は、校長だけが差別の禁止のための役割があるかのように受け取られるおそれがあるためであり、「教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員」を主語として具体的に記載することで、それぞれの組織及び職員が自らの役割を認識しつつ、対応してもらうことを意図しています。

「その他の教育関係職員」としては、学校等の教育機関に勤務する事務職員等が挙げられます。

<< 第1項柱書き関係 >>

第1項は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、必要な情報提供を行わないこと又は合意形成を図ろうとしないことを禁止することを定めたものです。

「就学に関して」とは、就学先の決定のみならず、入学後の学校教育（就学先変更及び進学先決定も含む。）も対象とするものです。

障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定されている程度の幼児児童生徒の小中学校、特別支援学校への就学・転学に当たっては、同法施行令第18条の2の規定に基づいて、市町村教育委員会が、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くことになっています（14-1-0）。

たとえ障害の程度が同表に規定されている程度であっても、市町村教育委員会は、特別支援学校に就学させることが適当である認定特別支援学校就学者に当たるか、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域の状況等を勘案して慎重に判断する必要があり、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重することが求められます。

14-1-0 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）〔抄〕

第1章 就学義務

第2節 小学校、中学校及び中等教育学校

（入学期日等の通知、学校の指定）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害

者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2・3 〔略〕

第6条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから2月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(1) 就学予定者で前条第1項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）

(2) 〔略〕

(3) 第6条の3第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

(4) 第10条又は第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）

(5) 第12条第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

(6) 第12条の2第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

(7) 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第3節 特別支援学校

（特別支援学校への就学についての通知）

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2・3 〔略〕

第11条の2 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第11条の3 第11条の規定は、第2条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第11条第1項中「翌学年の初めから3月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから3月前までに（翌学年の初日から3月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

2 〔略〕

第12条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第11条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから3月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 〔略〕

第12条の2 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で認定就学者として小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 第11条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから3月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 〔略〕

第3節の2 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

「法令等」とは、学校教育法、特別支援学校への就学奨励に関する法律等の法律だけでなく、政令や規則、文部科学省の通知等のことを指します。どのような情報提供を行えばいいのか、保護者とどのように相談を行っていかばいいのか、これら通知等に詳細に示されています。

これら法令等の趣旨も踏まえつつ、就学に関する情報提供、相談等を行っていただくことを意図しています。

<< 第1項第1号関係 >>

就学に要する経費を負担する者を保護者に含めているのは、障害のある人が成年に達している場合（例えば、20歳で高校に在学する者。）には、親権を行う者が存在せず、就学に要する経費を負担する者の意見を考慮する必要があるため、このような規定としています。（14-1-1・2）

14-1-1 学校教育法（昭和22年法律第26号）〔抄〕

第2章 義務教育

第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

14-1-2 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）〔抄〕

（国及び都道府県の行う就学奨励）

第2条 都道府県は、〔略〕特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第2号から第6号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第1号から第5号までに掲げるもの（付添人の付添に要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

- (1) 教科用図書の購入費
- (2) 学校給食費
- (3) 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費

- (4) 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
- (5) 修学旅行費
- (6) 学用品の購入費

2～4 〔略〕

「必要な情報提供」としては、以下のものが挙げられます。

就学までの流れ及び必要な手続の内容

幼児児童生徒の現在の発達段階及び障害の特性等

発達段階、障害特性等に基づく個別の教育的ニーズ及び必要な教育的支援の内容等

特別支援学校及び小中学校（特別支援学級、通級による指導及び通常学級）の教育内容・方法、施設設備の状況等

就学奨励費等の経済的支援、医療・福祉等で受けられる支援の内容等

教育や療育に関する相談の窓口、関係機関の情報等

専門的知識を有する者の意見

これらの情報の提供に当たっては、表面的な情報の提供とならないよう、障害のある人及びその保護者がどのような情報を必要としているのかを十分に把握するとともに、適宜資料等を提示しながら分かりやすく説明することが大切です。特に、教育内容、施設設備等については、学校見学、体験入学の機会等を設けることにより、より具体的な情報の提供が望めます。

なお、その際には、一方的な説明とならないよう、障害のある人及びその保護者のニーズを把握しておくことが望めます。そのためにも、可能な限り早期からの教育相談・就学相談を行いながら、信頼関係を築くことが大切です。

なお、保護者が情報提供を受けることを拒否する場合には、市町の教育委員会は、就学指導委員会等の第三者を交えて話し合う等の事案解決に向けた取組が望めます。

<< 第1項第2号関係 >>

学校教育法施行令第18条の2（82頁：14-1-0参照）により、就学先決定時の保護者からの意見聴取は義務付けられていますが、児童の権利に関する条約（14-1-3）の趣旨を踏まえ、本人からの意見も尊重するよう規定しています。

14-1-3 児童の権利に関する条約〔抄〕

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

障害者基本法第16条第1項（80頁：14-0-2参照）には「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されているため、まず、障害のある人及びその保護者に就学に関する十分な情報提供を行い、幼児児童生徒の発達段階、障害特性、個別の教育的ニーズ、必要な教育内容・方法、地域の教育環境等について共通の認識を持った上で、障害のある人及びその保護者から就学に関する意見・要望を聴くことが必要となります。

その際には、事務的に意見・要望を聴くということではなく、障害のある人及びその保護者の視点に立ちつつ、お互いの信頼関係の中で、現在の願い、将来に向けた希望等を確認し、それらの意見・要望が可能な限り尊重される

よう最大限努力する姿勢が求められます。

なお、ここでは、障害のある人及びその保護者の意見・要望どおりに全て対応しなければならないということではなく、学校教育法施行令第18条の2（82頁：14-1-0参照）の規定に基づき、教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴いた上で、障害のある人の就学に当たって必要な措置を可能な限り講じるよう努めなければならないということです。

障害のある人やその保護者の意見・要望に応えられない場合には、その理由を十分に説明し、代替措置を講ずること等により、障害のある人やその保護者の理解を得るよう努めなければなりません。

また、保護者が、幼児児童生徒の障害の状態に応じた教育内容等について理解できるよう、専門家の意見を聴く機会の提供や「個別の教育支援計画」（14-1-4）の作成等の取組を行うほか、就学後も児童生徒の障害の状態の変化等に応じた適切な教育が行われるよう、継続して教育相談等を行うことが必要です。

14-1-4 「個別の教育支援計画」とは

乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫した支援を行うために、幼児児童生徒一人ひとりの障害等に応じて作成する長期的な（支援）計画のこと。

各学校が保護者をはじめ、医療、福祉、労働等の関係機関と連携しながら作成する。現在、特別支援学校においては、在籍する全ての幼児児童生徒の作成が義務づけられているが、小学校、中学校、高等学校等においては、必要に応じて作成することになっている。

「必要な支援等」としては、障害のある幼児児童生徒に係る関係者（保護者、教育、医療、保健、福祉等の関係機関）が連携しつつ、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのニーズに応じた指導・支援を行うことが挙げられます。

実務的には、小学校又は中学校の就学指導においては市町の教育委員会が、就学中においては就学先の学校が、それぞれ関係者と指導・支援の内容を調整し、実施することになります。

特に学校教育の場においては、文部科学省が示す「学習指導要領」の中に、障害のある幼児児童生徒に必要な支援等の内容が詳しく示されており、この「学習指導要領」を基本とし、幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態、発達段階等に応じた支援等の内容・方法を把握することが大切です。

また、就学先の学校において障害のある幼児児童生徒の能力、特性等を踏

まえた十分な教育が受けられるようにするための「合理的配慮」についても、「学校教育における必要な支援等」を行う上で重要な要素となります。

「合意形成を図る」とは、教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員（以下「教育委員会・学校等」という。）が、障害のある人及びその保護者の意見を踏まえた上で考えた必要な支援等の内容・方法を、相互に協議・調整しながら、共通の理解を図ることを指します。

そのためには、早期からの継続した教育相談の中で、「必要な情報提供」、「障害のある人及びその保護者からの意見聴取」、「専門家の意見聴取」等を行い、就学先の学校において必要な支援等の内容を「個別の教育支援計画」にまとめて提示する等により、障害のある人及びその保護者に分かりやすい説明を心がけ、その内容を理解してもらうことが大切です。

学校教育の場における必要な支援等について、障害のある人及びその保護者と教育委員会・学校等で合意形成を図ることは、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする」という障害のある人の教育の目的を達成する上でとても重要なことです。

このように、障害のある人の就学に関して、障害のある人及びその保護者と教育委員会・学校等が相互に認識を深め合うことが必要となります。ただし、どうしても双方の意見が一致しない場合には、就学指導委員会等の第三者を交えて話し合う等の事案解決に向けた取組が望まれます。

<< 第2項関係 >>

第2項は、障害者基本法第16条（80頁： 14-0-2参照）の規定に基づき、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、差別禁止の規定を設けるものです。

「その特性を踏まえ」とは、国会審議（ 14-2-1）にあるように、単に障害の種別及び程度のみならず、障害者が日常生活等において有する多様な困難を踏まえることを指します。

14-2-1 衆議院内閣委員会会議録（第14号 平成23年6月15日）5頁〔抄〕

大島（敦）委員 改正案において、「障害者の特性」と規定した趣旨について御説明をお願いいたします。

園田大臣政務官 お答えを申し上げます。

これまでの障害者施策の中におきましては、やはり、どちらかといいますと、機能に着目をし、そして医療的な、いわゆる医療的なモデルというふうに言われておりました

けれども、むしろ、そちらの方が主体的に強く、色濃く出ていたところがありました。

今般の改正におきましては、障害者が日常生活であるとかあるいは社会生活において受ける制限というものは、障害によるものだけではない、社会におけるさまざまな障壁の中において生ずるものであるという、いわゆる社会モデルという考え方を基本認識とさせていただいたところがございます。

このような趣旨から、各分野の施策を講ずるに当たりましては、単に障害の種別及び程度のみならず、障害者が日常生活等において有する多様な困難を踏まえるという社会モデルの観点を明確化するという観点から、「障害者の特性」という文言を用いさせていただいたところがございます。

学校教育においては、障害の種別及び程度に応じて、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等の様々な教育の場が整備されるとともに、それぞれの教育の場において、障害のある幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）一人ひとりの能力や特性、ニーズ等に応じた教育が受けられるよう、個別の指導計画（14-2-2）や個別の教育支援計画（88頁：14-1-4参照）等の作成が求められています。

特に、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等においては、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服し自立や社会参加を図るために、特別支援学校学習指導要領解説に示してある内容に十分配慮しながら、指導・支援を行うことが大切です。

14-2-2 「個別の指導計画」とは

各学校において、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うために、教育課程等に基づき、児童生徒等一人ひとりの指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。

現在、特別支援学校においては、在籍する全ての幼児児童生徒の作成が義務づけられているが、小学校、中学校、高等学校等においては、必要に応じて作成することになっている。

障害者の権利に関する条約第24条（14-2-3）では、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）として、人間の多様性の尊重等の強化（1-a）、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させること（1-b）及び自由な社会に効果的に参加することを可能とすること（1-c）を目的とし、障害者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと（2-a）、障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること（2-b）、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること（2-c）等が必要とされています。

14-2-3 (仮訳文) 障害者の権利に関する条約〔抄〕

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_32.pdf

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。
- 3～5 〔略〕

インクルーシブ教育の推進については、国の中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（14-2-4）が出されており、この条の「法令等」にはこのような障害のある人に対する教育に係る国の方針等も含まれます。

14-2-4 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要（初等中等教育分科会 平成24年7月23日）〔抄〕

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

1. 共生社会の形成に向けて 〔略〕
2. 就学相談・就学先決定の在り方について
 - (1) 早期からの教育相談・支援
 - ・ 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、

その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

- ・ 乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

(2) 就学先決定の仕組み

- ・ 就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。
- ・ 現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。
- ・ 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。
- ・ 就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイダンス）。
- ・ 本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(3)・(4) 〔略〕

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1) 「合理的配慮」について

- ・ 条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- ・ 障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、

それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

- ・ 「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- ・ 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

(2) 〔略〕

(3) 学校における「合理的配慮」の観点

- ・ 「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。
- ・ 現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。
- ・ 複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

(4) 〔略〕

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(1)・(2) 〔略〕

(3) 交流及び共同教育の推進

- ・ 特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。

(4) 〔略〕

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等 〔略〕

<< 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

教育における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

障害のある人の教育については、本人の教育的ニーズや保護者の意向を十分踏まえた上で、年齢、能力、特性等に応じた教育を受けられるようにすることが重要であるため、障害のある人及びその保護者の意見を聴くことなく、また、事前の十分な説明や理解を求めることなく、教育委員会・学校等が以下のような取扱いをすることは不均等待遇となります。

- ・教育委員会の一方向的な判断で、就学先を決めること。
- ・教育委員会の一方向的な判断で、保護者の付添い・介助を入学の条件とすること。
- ・教育委員会・学校等が、特別支援学校への入学（転学）又は特別支援学級等への入級（転級）を強要すること。
- ・障害があることを理由に、遠足、水泳の授業、校外学習、地域の行事等に参加させないこと。
- ・できないと決め付けて、授業中に障害のある児童生徒等を無視すること。
- ・評価水準に達していないとして学期末や年度末等の評価を行わず通知票を空欄のまま渡すこと。
- ・障害があることを理由に、常に最前列の座席に配置すること。
- ・他の児童と区別するため常に黄色の帽子をかぶらせる等の目印を付けさせること。

合理的配慮の主な事例

障害のある人の教育における合理的配慮とは、障害のある児童生徒等がその特性を踏まえた十分な教育を受けるために、障害の状況、教育的ニーズ等に応じて、学校の設置者及び学校が教育内容、方法、施設、設備等の必要な変更や調整を個別に行うことであり、以下のものが挙げられます。

- ・障害特性に応じた教材・教具（点字、音声、拡大文字等）を用意すること。
- ・試験の際に、障害特性に応じて、座席位置の変更、別室での受検、拡大文字の問題用紙の使用、時間の延長等を行うこと。
- ・校外学習等において、トイレの配慮を行う等障害のある児童生徒等が活

動しやすいような条件を整えること。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

教育の分野に関する合理的配慮については、特別支援教育の在り方に関する特別委員会において、以下のような例（ 14-2-5 ）が示されています。

14-2-5 資料3：合理的配慮について - 別紙2「合理的配慮」の例

（文部科学省 特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第3回）配付資料）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297377.htm

1. 共通

- バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障害の状態に応じた適切な施設整備
- 障害の状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保
- 障害の状態に応じた専門性を有する教員等の配置
- 移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置
- 障害の状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理学の専門家等の確保
- 点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保
- 一人一人の状態に応じた教材等の確保（デジタル教材、ICT機器等の利用）
- 障害の状態に応じた教科における配慮（例えば、視覚障害の図工・美術、聴覚障害の音楽、肢体不自由の体育等）

2. 視覚障害

- 教室での拡大読書器や書見台の利用、十分な光源の確保と調整（弱視）
- 音声信号、点字ブロック等の安全設備の敷設（学校内・通学路とも）
- 障害物を取り除いた安全な環境の整備（例えば、廊下に物を置かないなど）
- 教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保

3. 聴覚障害

- FM式補聴器などの補聴環境の整備
- 教材用ビデオ等への字幕挿入

4. 知的障害

- 生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保
- 漢字の読みなどに対する補完的な対応

5. 肢体不自由

- 医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合の部屋や設備の確保
 - 医療的支援体制（医療機関との連携、指導医、看護師の配置等）の整備
 - 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
 - 障害の状態に応じた給食の提供
- 6．病弱・身体虚弱
- 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
 - 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
 - 入院、定期受診等により授業に参加できなかった期間の学習内容の補完
 - 学校で医療的ケアを必要とする子どものための看護師の配置
 - 障害の状態に応じた給食の提供
- 7．言語障害
- スピーチについての配慮（構音障害等により発音が不明瞭な場合）
- 8．情緒障害
- 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
 - 対人関係の状態に対する配慮（選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合など）
- 9．LD、ADHD、自閉症等の発達障害
- 個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確保
 - クールダウンするための小部屋等の確保
 - 口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報掲示

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、教育委員会・学校等にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下

のものが挙げられます。

- ・教育委員会・学校等が把握する情報を提供しても、必要な情報提供をしていないと指摘される場合。

必要な情報を提供しているものであり、提供を拒否しているわけではないためです。ただし、その他には必要な提供資料がないことを十分説明する必要があります。

- ・障害のある人及びその保護者の意見を可能な限り尊重して対応したにもかかわらず、一部の内容について合意形成ができなかった場合。

全ての内容について合意形成ができるとは限らないため、「合意形成を図ろうとしないこと」として、その過程を怠ることを禁止しているものであり、その過程を十分尽くす限りにおいては、差別に当たりません。なお、対応日時、内容等を記録し、その過程が説明できるような状態にしておくことが望まれます。

- ・教育委員会・学校等が必要な情報を提供しようとしても拒否された場合。

障害のある人及びその保護者が情報の提供を拒否しているためです。ただし、拒否の理由を調査し、障害のある人及びその保護者に対して、情報を受け取ってもらえるよう努めることが望まれます。

- ・保護者が話し合いを拒否し、その意向が十分に把握できないままに、やむを得ずに就学先の判断を行う場合。

意思を尊重する場を設けるものの、保護者が拒否しているためです。ただし、保護者が日中は仕事で対応できない場合は、夜間に話し合いの機会を設ける等の柔軟な対応を行うことが望まれます。

- ・本人にとってその時は身体的・精神的負担を伴うが、本人の成長・発達につながる適切な教育活動に、保護者の了解のもと取り組ませること。

特別支援学校、特別支援学級等の教育の趣旨に沿うものであり、このことまで差別となると、教育自体が行えなくなるためです。なお、教育に当たり教員が暴言を吐くことや体罰を加えることは、当然あってはなりません。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。

第15条（建築物の利用における差別の禁止）

（建築物の利用における差別の禁止）

第15条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

【解説等】

この条は、建築物の利用における差別の禁止について定めたものです。

障害のある人が日常生活等を営む上で、建築物における物理的な障壁が解消され、障害のない人と同様に自由に建築物を利用できることが重要であり、その利用を確保するため、差別禁止の規定を設けるものです。

「建築物の利用」とは、建築物への出入り、建築物内の移動等による建築物そのものの利用を目的とするものを指しています。

なお、劇場内でのコンサートや映画館での映画鑑賞、美術館での絵画の鑑賞等、建築物内で提供されるサービスに関する不均等待遇等については、第12条（商品及びサービスの提供）の規定が、福祉関係の建築物内で提供される福祉サービスに関する不均等待遇等については、第10条（福祉サービスの提供における差別の禁止）の規定が、医療関係の建築物内で提供される医療に関する不均等待遇等については、第11条（医療の提供における差別の禁止）の規定が、それぞれ適用されます。

「多数の者の利用に供される建築物」とは、例えば、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第16号（15-1）に規定する特定建築物のことです。特定建築物の例としては、学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム等が挙げられます（15-2）。なお、この条例で対象となる「多数の者の利用に供される建築物」には、規模の要件はありません。

また、駅舎等の旅客施設については、第16条において、交通事業という側面からの規定も設けています。

15-1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(13)〔略〕

(14) 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

(15) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(16) 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

(17) 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

(18) 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

(19) 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

(20)～(28)〔略〕

15-2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）〔抄〕

（特定建築物）

第4条 法第2条第16号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

(1) 学校

(2) 病院又は診療所

(3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(4) 集会場又は公会堂

(5) 展示場

(6) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

(7) ホテル又は旅館

(8) 事務所

(9) 共同住宅、寄宿舍又は下宿

(10) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

(11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

(12) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

(13) 博物館、美術館又は図書館

(14) 公衆浴場

(15) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

(16) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサ

ービス業を営む店舗

- (17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- (18) 工場
- (19) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- (20) 自動車の停留又は駐車のための施設
- (21) 公衆便所
- (22) 公共用歩廊

なお、長崎県福祉のまちづくり条例（ 15-3・4）において、特別特定建築物（99頁： 15-1参照）であって規則で定める一定規模以上のものを「特定生活関連施設」として規定しており、その新築等を行う場合には、「整備基準」への適合が義務付けられています。

既存建築物の利用改善を図るために改修等を実施する場合には、この「整備基準」が一つの指針となります。

15-3 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）〔抄〕

（定義）

第2条 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、幼児等で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。

2 この条例において「特定生活関連施設」とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第2条第17号に規定する特別特定建築物で規則で定める一定規模以上のもの

(2) 〔略〕

(3) 学校又は社会福祉施設（第1号の特別特定建築物に該当する学校又は社会福祉施設を除く。）で、規則で定めるもの

(4) 共同住宅で規則で定める一定規模以上のもの

3 〔略〕

（特定生活関連施設の整備基準）

第12条 知事は、特定生活関連施設における出入口、通路、廊下、階段、エレベーター、便所その他規則で定める部分の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための基準（以下「整備基準」という。）を規則で定める。

（特定生活関連施設の整備基準への適合）

第13条 特定生活関連施設の新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「特定生活関連施設の新築等」という。）をしようとする者（施設の用途を変更して特定生活関連施設としようとする者を含む。以下同じ。）は、当該特定生活関連施設を整備基準に適合させなければならない。ただし、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難であると知事が認めるときは、この限りでない。

2 この章の規定の施行の際現に存する特定生活関連施設（現に工事中のものを含む。以下「既存特定生活関連施設」という。）の所有者又は管理者は、前項ただし書に規定する場合を除き、当該既存特定生活関連施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

15-4 長崎県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年長崎県規則第36号）〔抄〕
（特定生活関連施設）

第2条 条例第2条第2項第1号の規則で定める一定規模は、別表第1のとおりとする。

2 〔略〕

3 条例第2条第2項第3号の規則で定めるものは、別表第3のとおりとする。

4 条例第2条第2項第4号の規則で定める一定規模は、1棟当たりの戸数が25とする。

別表第1（第2条関係）

区分	特定建築物	特定生活関連施設の規模等
1 医療施設	病院又は診療所	すべてのもの
2 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積（左欄に掲げる特定建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下同じ。）が1,000平方メートル
3 集会施設	集会場又は公会堂	すべてのもの
4 展示施設	展示場	用途面積が1,000平方メートル
5 購買施設	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が300平方メートル
6 宿泊施設	ホテル又は旅館	用途面積が1,000平方メートル
7 社会福祉施設	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	すべてのもの
8 体育施設	体育館、水泳場又はボーリング場	用途面積が1,000平方メートル
9 遊技施設	遊技場	用途面積が1,000平方メートル
10 文化施設	博物館、美術館又は図書館	すべてのもの
11 公衆浴場	公衆浴場	用途面積が300平方メートル
12 飲食施設	飲食店	用途面積が300平方メートル
13 サービス施設	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が300平方メートル
14 金融機関	銀行その他これに類するもの	すべてのもの
15 駅舎等	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべてのもの
16 自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫	自動車の駐車のために供する部分の面積の合計が500平方メートル
17 公衆便所	公衆便所	すべてのもの
18 官公庁施設	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	すべてのもの

備考 建築物がこの表に掲げる特定建築物に該当するかどうかの判定は、当該建築物が不特定かつ多数の者の利用に供されることが一般的であるかどうかにより行うもの

とする。

別表第3（第2条関係）

区分	特定生活関連施設
1 学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校
2 社会福祉施設	すべてのもの（別表第1の特定建築物に該当するものを除く。）

「構造上やむを得ない場合」としては、車いすを利用したままの通行では施設等を損傷させてしまう可能性がある場合、通路の幅を広げる等の施設改修により代替不可能な文化的な価値を損ねてしまう場合又は施設そのものの機能が損なわれてしまう場合等が挙げられます。

また、物理的には対応可能であっても多額の費用がかかる場合には、第2条第5項ただし書の「社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担」に該当するかしらないか判断することになります。

「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」としては、施設の老朽化のため、障害のある人の利用の安全性を確保できない場合等が挙げられます。

障害のある人が建築物を利用しやすい社会環境を整えるためには、建築物の改修等が必要となる場合も考えられますが、この条例では、建築物の改修等を直接的には求めていません。

ただし、県内にある多数の者の利用に供される建築物の所有者等によって、建築物の利用における差別をなくそうとする取組が行われていく中で、この条例の趣旨を踏まえ、建築物のハード面の整備（バリアフリー化）が可能な範囲で実施されることが期待されます。

なお、障害者差別解消法では、行政機関等と事業者に対して、合理的配慮に関する環境整備として、その管理する施設の構造の改善や設備の整備について努力義務を課しています（15-5）。

15-5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的

な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

<< 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

建築物の利用における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

- ・ コミュニティセンター、集会所等において車いす利用者を立入禁止とすること。
- ・ 知的障害者の施設利用を拒否すること。

合理的配慮の主な事例

- ・ 車いすが通行できる通路幅を確保すること。
- ・ 内装及び照明を弱視者等にも見やすいものとする。
- ・ 高低差のある場所にスロープ、手すり等を整備すること。
- ・ 建築物の利用者のトイレについて、身体障害者の使用を考慮すること。
- ・ 点字、拡大文字、音声等により建物内を案内すること。
- ・ 段差がある箇所を通行する際に補助すること。
- ・ 建築物の利用者の駐車場について、車いす使用者用の区画を確保すること。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、建築物の所有者等の側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・ 出入口の階段に敷地等の関係からスロープの設置ができないため、出入口にモニター付きインターホンを設け、利用者の求めに応じ職員が昇降補助を行う場合。

「構造上やむを得ない場合」にも該当するものであり、かつ、利用者に対する合理的配慮の提供が行われているからです。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。

第16条（交通機関の利用における差別の禁止）

（交通機関の利用における差別の禁止）

第16条 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障害のある人に対して、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該旅客施設及び車両等の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

【解説等】

この条は、交通機関の利用における差別の禁止について定めたものです。

障害のある人が日常生活等を営む上で、障害のない人と同様に自由に公共交通機関を利用できることが重要であり、その利用を確保するため、差別禁止の規定を設けるものです。

「公共交通事業者等」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第4号（16-1）に規定する公共交通事業者等を指します。

また、「旅客施設」とはバスターミナル等の建物を、「車両等」とは鉄道、路面電車、バス、タクシー、船舶、航空機等の乗り物を指します。

なお、公共交通事業者等が旅客施設の新築等を行う場合には、「公共交通移動等円滑化基準」への適合が義務付けられています。

利用改善を図るに当たり、旅客施設の改修等を実施する場合には、この「公共交通移動等円滑化基準」が一つの指針となります。

16-1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- (2) 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

- (3) 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- (4) 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
- イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第23号八において同じ。）
 - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ニ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナル事業を営む者
 - ホ 海上運送法（昭和24年法律第187号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号二において同じ。）を営む者
 - ヘ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、二又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- (5) 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- イ 鉄道事業法による鉄道施設
 - ロ 軌道法による軌道施設
 - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
 - ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）
 - ホ 航空旅客ターミナル施設
- (6) 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- (7) 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第5条第1項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- (8)～(28)〔略〕

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第8条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

- 3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

「構造上やむを得ない場合」としては、例えば、S L車両等の観光車両を導入しようとした場合、車両内通路の幅を広げる等の改修を行うと代替不可能な文化的な価値を損ねてしまう場合等が挙げられます。

また、物理的には対応可能であっても多額の費用がかかる場合には、第2条第5項ただし書の「社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担」に該当するかしらないか判断することになります。

「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」としては、気圧の変化、酸素濃度の低下等により身体に悪影響を及ぼす機能障害のある者について、飛行機の搭乗を断る場合等が挙げられます。

<< 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

交通機関の利用における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

- ・障害があることだけを理由に乗車を拒否すること。

合理的配慮の主な事例

- ・車いす利用者のバス乗降に際し運転手が介助すること。
- ・駅員が電車のホームまで案内すること。
- ・旅客施設において、聴覚障害者に対する運行状況のお知らせを表示するための掲示板を設置すること。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、公共交通事業者等側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることになります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・ 障害者割引運賃を適用するために障害者手帳の提示を求めること。

運賃の優遇措置を提供するために必要な確認行為であって、乗車等に際しての条件を課しているものではないためです。（障害者手帳の提示がない場合でも普通運賃にて乗車等を行うことは可能です。）

障害者割引を受けるようとする者は、交通事業者側がスムーズに確認作業が行えるよう、運転手等に障害者手帳の必要事項を明瞭に提示することが求められます。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。

第17条（不動産取引における差別の禁止）

（不動産取引における差別の禁止）

第17条 不動産の売買、交換又は賃貸借その他の不動産取引（以下「不動産取引」という。）を行おうとする者は、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、不動産取引契約の締結に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

【解説等】

この条は、不動産取引における差別の禁止について定めたものです。

不動産の売買、賃貸借等において、その所有者が自由に相手方を選び契約締結することは、「契約自由の原則」として認められています。

しかし、障害のある人が住居を確保することは、地域で暮らすために必須であるため、この「契約自由の原則」についても、障害のある人に対する一定の配慮が求められます。障害があるという理由だけで契約を拒否することは、差別に当たります。

「法令に別段の定めがある場合」としては、次のような事例が想定されません。

建物の賃貸借契約書には印紙税はかかりませんが、敷地についての賃貸借契約については、印紙税法別表第1「課税物件表」の番号1の課税物件のうち「地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書」に該当することになり、印紙税がかかります。このような契約において、当該印紙税を賃借人が納付することを拒むような場合には、法令に違反することになるため、当該契約の締結を拒否することができる事由に当たります。

「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」の例としては、建築物の構造上やむを得ない場合が挙げられます。

例えば、どのような改築をしても車いすでは入室できない建築物である場合には、建築物の構造上車いすの利用を制限することがやむを得ないため、「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」に該当することとなります。

しかしながら、一定の改築をすることによって車いすでの入室が可能にな

る場合には、建築物の構造上車いすの利用を制限することがやむを得ないとは言えないため、それだけでは「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」に該当しません。他に車いすの利用を制限する理由がなければ、障害のある人から、退去時の原状回復を誓約してもらい、原状回復のための経費を事前に納付してもらうことによって改築を認める等、合理的配慮として、構造上の障壁を取り除くための何らかの柔軟な対応が求められます。

<< 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

不動産取引における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

- ・ 障害があることだけを理由として、賃貸借契約を拒否すること。
- ・ 車いすを使用されると建物が傷むことを理由に、車いす利用者に対して話し合いや検討もなく一律に賃貸借契約を拒否すること。
- ・ 障害があることだけを理由に、障害のある人が入居すると他の入居者が退去してしまうと決めつけて、賃貸借契約を拒否すること。

合理的配慮の主な事例

- ・ 民間住宅の提供が進まない現状を踏まえ、公営住宅について障害者用の利用優遇措置を導入すること。
- ・ 契約締結時の重要事項の説明に当たり、聴覚障害者のために筆記等による丁寧な説明を行うこと。
- ・ 視覚障害者の契約に際し、信頼できる第三者の立会を承諾すること。
- ・ 車いす用のスロープの設置等の障害のある人にとって必要な改造を承認すること。（ただし、退去時の原状回復義務までを免除することを求めるものではない。）

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配

慮をする必要があります。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、不動産取引を行おうとする側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、事例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・一軒家の賃貸借において、障害のある人による改造を認めたにもかかわらず、障害のある人から所有者にその改造を行うよう要請された場合において、所有者がそのような改造を行わない場合。

多数の者の利用に供される建築物（第15条）ではなく、障害のある人の改造を許容しているものであり、障害のある人専用の住宅へと転換することまで、この条例では求めていないからです。

なお、障害のある人が費用負担できるものの、適当な施工業者を了知しておらず、改造ための手続を依頼したいという趣旨であれば、施工業者の紹介、改造の代行等の配慮をすることが望まれます。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、事例として積み上がっていくと考えられます。

第18条（情報の提供等における差別の禁止）

（情報の提供等における差別の禁止）

第18条 多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該情報の提供又は発信に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

【解説等】

この条は、情報の提供等における差別の禁止について定めたものです。

障害のある人が日常生活等を営む上で、障害のない人と同様に情報の提供を受けることが重要であり、その提供を確保するため、差別禁止の規定を設けるものです。特に、災害等の非常時においては、情報の提供が受けられないことにより、生命に危険が及ぶ可能性もあります。

「多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者」とは、情報の提供又は発信の規模や形態、目的を問わず、広く情報の提供又は発信を行う者を指します。具体的には、行政機関はもちろん、テレビや新聞、ラジオ等のマスメディア、インターネットを通じて情報を提供する事業者等の企業・団体などがその対象に含まれます。

障害のある人の情報の利用に関しては、障害者基本法第22条（18-1）で、国や地方公共団体に対して、情報の利用のバリアフリー化に必要な施策を講じるよう求め（第1項）、行政の情報化・情報通信技術の活用にあたっての配慮義務を課しています（第2項）。

県や市町は、情報通信技術の活用により障害のある人の社会参加を促したり、行政情報を広報するにあたって、通常の広報紙等では不便を感じる障害のある人のために、手話通訳者の活用や点訳資料の作成などの措置を講じること等により、情報の利用のバリアフリー化を図っていく必要があります（18-2）。

また、障害のある人が災害時要援護者に該当することから、県や市町は、災害に備えて、あらかじめ、災害時要援護者の把握に努め、災害情報等を確実に提供するための措置を講ずる必要があります（18-3）。

18-1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕
（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第22条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 〔略〕

18-2 長崎県障害者基本計画（平成21年6月改訂）〔抄〕

<http://www.pref.nagasaki.jp/syogai/kihonkeikaku/index.html>

第3章 分野別施策の基本的方向

7 情報・コミュニケーション

障害のある人が社会参加していくためには、コミュニケーションできる手段の確保と必要な情報の提供に関する支援が求められます。

県は、IT（情報通信技術）活用の機会拡大を図り、個々の障害特性に応じた情報提供の充実を図るための施策を推進します。

（1）情報バリアフリー化の推進

（2）社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

（3）情報提供の充実

18-3 みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例（平成25年長崎県条例第23号）
〔抄〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等であって、災害時の避難等において援護を要する者をいう。

（災害時要援護者への支援）

第31条 県は、災害時要援護者への情報の提供及び災害時要援護者の避難の支援を円滑に行うため、自主防災組織及び市町と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

情報通信事業者や放送事業者等に対しては、障害者基本法第22条第3項で情報の利用のバリアフリー化についての努力義務が課されています（18-4）。

また、放送事業者に対しては、放送法第4条第2項で、字幕放送や解説放送をできる限り多く放送する努力義務が課されています（18-5）。

これらの条文に規定されている措置は、事前的改善措置と呼ばれるものの

1つで、障害のある人に実質的に不利な影響をもたらす現状をあらかじめ改善するための措置の事です。

この条例では、障害のある人の求めがあった後の措置である合理的配慮について規定して、特別な事情がない限り、過度な負担にならない範囲で障害のある人に配慮するよう求めています。障害のある人からの求めがない段階での措置である事前的改善措置についての規定は設けていませんので、情報通信事業者や放送事業者等には、障害者基本法や放送法に基づいて、障害のある人に対する差別をなくするという観点から、あらかじめ社会的障壁の除去のための環境整備を積極的に推進することが望まれます。

18-4 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第22条 〔略〕

2 〔略〕

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

18-5 放送法（昭和25年法律第132号）〔抄〕

（国内放送等の放送番組の編集等）

第4条 〔略〕

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

「著しい支障がある場合」としては、例えば、放送事業者が字幕放送を行おうとしても、複数人が同時に会話を行う生放送番組のように、技術的に字幕を付すことができない場合や、情報量の減少、表示サイズの低下等放送サービスの著しい損失を伴う場合、解説放送を行おうとしても、主音声に解説を付与する隙間がない場合等が挙げられます。

「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」としては、例えば、ある情報を提供又は発信することによって、他人の著作権や著作隣接権を侵害する可能性がある場合や、ある放送番組が県内の放送事業者から放送されていたとしても、その番組が全国ネットの番組であり、県内の放送事業者が対応できる部分がほとんどない場合等が挙げられます。

放送事業者に対して合理的配慮の提供を求めるに当たっては、放送法第1条第2号に「表現の自由の確保」が規定されており、また、同法第3条に「放送番組編集の自由」が規定されていること（18-6）から、不当な干渉とならないよう、注意が必要です。

「法律に定める権限に基づく場合」には放送番組編集の自由への制約が認められていますが、この条例に基づいて、表現の自由や放送番組編集の自由を侵害する形で、何らかの措置を講ずるよう求めることはできません。

ただし、表現の自由や放送番組編集の自由の侵害とはならない範囲で合理的配慮の提供を求める場合において、合理的配慮の不提供が正当化されるような特別な事情がなく、合理的配慮の提供に当たって過度な負担が生じないにもかかわらず、放送事業者が合理的配慮の提供を拒むことは、差別に当たることとなります。

18-6 放送法（昭和25年法律第132号）〔抄〕

（目的）

第1条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

(1) 〔略〕

(2) 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

(3) 〔略〕

（放送番組編集の自由）

第3条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

放送事業者は、総務省が策定している「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（18-7）に定められている目標に向かって、字幕放送、解説放送及び手話放送の実施・充実を図ることにより、合理的配慮に関する環境整備に努めています。この指針が総務省に設置された「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」の報告書を受けて策定されたことを考慮すれば、障害のある人がこの指針の内容を超える措置を合理的配慮として求めることは、放送事業者にとって過度な負担に当たることとなります。

放送事業者は、その果たすべき役割の大きさから、指針に定められた目標の着実な達成とともに、視聴覚障害者向け放送の更なる充実に向けた努力が期待されます。

18-7 視聴覚障害者向け放送普及行政の指針〔抄〕

http://www.soumu.go.jp/main_content/000189782.pdf

1 字幕放送（注1）

	普及目標の対象		目標	備考
	対象時間	対象番組		
NHKK	7時から 24時	字幕付与可能な全ての放送番組（注2）	2017年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与 大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与 災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に、全ての定時ニュースに字幕付与	教育放送については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。
放送大学学園			聴覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多くの放送番組に字幕付与	
地上系民放放送衛星による放送（NHKの放送を除く）			2017年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与 大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与	県域局については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。 独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与	

注1 字幕放送には、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む

注2 「字幕付与可能な放送番組」とは次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組
技術的に字幕を付すことができない放送番組（例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組）

外国語の番組

大部分が器楽演奏の音楽番組

権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

2 解説放送

	普及目標の対象		目標	備考
	対象時間	対象番組		
NHK	7時から 24時	権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組（注3）	2017年度までに対象の放送番組の10%に解説付与	教育放送については、対象の放送番組の15%に解説付与する。
放送大学学園			視覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多くの放送番組に解説付与	
地上系民放放送衛星による放送（NHKの放送を除く）			2017年度までに対象の放送番組の10%に解説付与	県域局については、できる限り目標に近づくよう解説付与する。 独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			当面は、できる限り多くの放送番組に解説付与	

注3 「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは次に掲げる放送番組
 権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組
 2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組
 5.1chサラウンド放送番組
 主音声に付与する隙間のない放送番組

3 手話放送

NHKにおいては、手話放送の実施時間をできる限り増加させる。放送大学学園、地上系民放、放送衛星による放送（NHKの放送を除く）、通信衛星による放送及び有線テレビジョン放送においては、手話放送の実施・充実に向けて、できる限りの取り組みを行う。

<< 不均等待遇・合理的配慮の事例 >>

情報の提供等における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

- ・ 知的障害のある人には分からないだろうと判断して情報提供をしないこと。

合理的配慮の主な事例

- ・ 講習会等において手話通訳者及び要約筆記者を配置すること。
- ・ 知的障害のある人が理解しやすいよう資料に写真・ふりがなを入れること。
- ・ 障害のある人が理解しやすいホームページを作成すること。
- ・ 障害のある人が情報を得られるよう情報機器を用意又は提供すること。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、情報の提供又は発信を行う者側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・個人が運営するブログについて、単なる日記であることを理由に、掲載している動画に字幕を付していない場合。

ブログへの投稿が、多数の者に対する何らかの情報の提供又は発信を目的に行われているものではなく、単に個人的な日記として行われており、インターネット上で多数の者が閲覧することが可能であるというだけであれば、個人のそのようなブログにまで、字幕を付すよう求めることは、条例による過度の規制となるためです。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。

第19条（意思表示の受領における差別の禁止）

（意思表示の受領における差別の禁止）

第19条 障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該意思表示を受けることに関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

【解説等】

この条は、意思表示の受領における差別の禁止について定めたものです。

障害のある人が日常生活等を営む上で、自らの意思を正確に伝えることが重要であり、その意思表示の機会を確保するため、差別禁止の規定を設けるものです。

障害のある人は、その障害が原因で、「言葉をうまく話せない」、「相手の言葉をうまく理解できない」、「読み書きがうまくできない」、「相手の表情をうまく読み取ることができない」など、障害のない人が当たり前のようにできることができない場合があります。そのため、障害のある人が意思表示をしようとする場合には、その相手方は、自らの都合でコミュニケーションの手段を制限したり、コミュニケーションそのものを拒否したりすることなく、障害のある人の立場になって、真摯に対応する必要があります。

この条例が契機となって、手話の普及など、障害のある人とより円滑なコミュニケーションを図ることができる社会が実現することが期待されます。

「著しい支障がある場合」としては、例えば、障害のある人が電話で意思表示をしようとする際に、電話では相手方が十分にその意思を理解することができない場合が挙げられます。

このような場合、電話での対応に代えて、ファックスやメールなど他の通信手段による対応等を行う必要がありますが、電話での対応を行わないことそれ自体は、差別に当たりません。

「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」としては、聴覚障害のある方が参加する会議において、手話通訳者を配置する予定としていたが、会議当日の交通事故により手話通訳者の配置が困難となったため、手話による対応ができない場合等が挙げられます。

なお、上記のような事例であっても、筆談により対応するといった、できる範囲での対応を行うことは必要です。

<< 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

意思表示の受領における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

- ・障害のある人が意思表示をするときに特定の媒体（手段）しか認めず代替手段を認めないこと。
- ・手話通訳等の付き添いを求めること。

合理的配慮の主な事例

- ・会議において手話通訳者の同席を認めること。
- ・聴覚障害者のために筆談により対応すること。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、障害のある人の意思表示を受ける側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられる

ほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・手話ができないため、聴覚障害者に対し、筆談による対応を求めた場合。
手話ができないことをもって直ちに差別に当たると判断することは、この条例の過度な適用であり、適切ではありません。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。

第3章 障害のある人に対する差別をなくするための施策

第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会 (第20条 第28条)

第20条 (委員会の設置)

(委員会の設置)

第20条 障害のある人に対する差別をなくするための施策を推進し、障害のある人に対する差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)を解決するため、障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の設置について定めたものです。

「対象事案」とは、第2章(障害のある人に対する差別の禁止)に規定している、10分野における差別に該当する事案だけではなく、障害のある人に対する差別に該当する事案であれば、全てが対象となります。

この委員会は、地方自治法第138条の4第3項(20-1)の規定に基づき、知事の附属機関として設置されます。

20-1 地方自治法(昭和22年法律第67号)〔抄〕

第138条の4 〔略〕

2 〔略〕

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

障害を理由とする差別に関する相談に関しては、障害者差別解消法では、国と地方公共団体の関係機関で組織する「障害者差別解消支援地域協議会」を設けることができます(20-2)。

20-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
〔抄〕

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第21条（所掌事務）

（所掌事務）

第21条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 対象事案について、助言又はあっせんを行うこと。
- (2) 次節に規定する相談体制に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 第30条第2項及び第31条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の所掌事務について定めたものです。

第1号では、障害のある人に対する差別に該当する事案について、障害のある人等の求めに応じ、助言又はあっせんを行うことを規定しています。

この条例において、「助言」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の一方に対して、公正中立な立場から行う解決案の提示のことをいい、「あっせん」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の双方に対して、公正中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。

なお、この委員会は、個別の対象事案の解決を主な目的としているため、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策に関連する障害者施策の取りまとめ等については、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議（第5章）の所掌としています。

第2号では、障害のある人に対する差別に関する相談体制に関する重要事項についての調査審議を行うことを規定しています。

具体的には、広域専門相談員の地域相談員の連携体制、関係行政機関への通告、通報その他の通知体制等の改善のための調査審議を行うこととなります。

第3号では、地域相談員の委託（第30条第2項）及び広域専門相談員の委嘱（第31条第2項）について、対象者の適格性を検討し、知事に意見を述べることを規定しています。

第22条（委員会の組織）

（委員会の組織）

第22条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の組織について定めたものです。

第23条（委員会の委員の任命等）

（委員会の委員の任命等）

第23条 委員会の委員は、知事が任命する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者

(2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者

(3) 学識経験者

(4) その他知事が必要と認める者

3 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会の委員は、再任されることができる。

5 知事は、委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員会の委員に職務上の義務違反その他委員会の委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の委員の任命等について定めたものです。

委員会の委員は、特別職の地方公務員であって、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する職（23-1）に該当するものです。

23-1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）〔抄〕

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 〔略〕

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1)・(1)の2 〔略〕

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2)の2～(6) 〔略〕

第24条（委員長及び副委員長）

（委員長及び副委員長）

第24条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の委員の委員長及び副委員長について定めたものです。

委員会の自主性に委ねるという趣旨から、知事による任命ではなく、委員の互選としています。

なお、このような会議体の長の選任については、互選によるのが通例です。

第25条（会議）

（会議）

第25条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、副委員長は、委員長とみなす。
- 5 委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の会議について定めたものです。

第4項でみなし規定を設けているのは、委員長が事故で会議に出席できない場合は、第24条第3項の規定に基づいて副委員長が委員長の職務を代行することとなるため、会議を開き議決をするための要件となっている「委員長及び過半数の委員の出席」については、「副委員長の出席と過半数の委員の出席」と読み替えて適用することとするためです。

委員会は、助言・あっせんの手続等その所掌事務に関して公平・中立の立場を採る必要があるため、委員会において、自己又は配偶者、三親等内の親族の一身上に関する事案等が対象とされる場合には、当該委員の採決への参加だけでなく、出席及び発言も原則として認めないこととしています。

ただし、委員会の同意があれば、出席し発言することは可能です（採決には参加できません。）。

第26条（守秘義務）

（守秘義務）

第26条 委員会の委員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の委員の守秘義務について定めたものです。

委員は、個別の対象事案を審議する中で、個人のプライバシー情報に深く関与する場合があります。

委員が職務上知ることのできた秘密を守ることは、安心して助言・あっせんを求めることができる体制を確保し、関係者との信頼関係を構築する上で必要不可欠なものです。

しかしながら、委員は特別職の公務員となるため、一般職の公務員とは異なり、地方公務員法（26-1）上の守秘義務が課されていません。よって、委員に対し、この条例において守秘義務を課すとともに、その違反に係る罰則（第51条）を設けることとしています。

26-1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）〔抄〕

（この法律の適用を受ける地方公務員）

第4条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 〔略〕

委員の職を退いた後も守秘義務を課しているのは、職務上知ることのできた秘密を漏らすことについて、委員在任中と退任後の期間とでその秘密の差が生じるものではないため、相談者に安心感を与える上でも、その職を退いた後も守秘義務を課すこととしています。

「職務上知ることのできた」内容には、職務を遂行する上で、自ら積極的

に収集した情報のみならず、偶然知ることのできた個人のプライバシー等に関する情報をも含みます。

「秘密」とは、通常であれば他人が知ることのできない情報であって、その内容が一般に知られることにより、一定の利益侵害となることが客観的に認められるものをいいます。

第27条（小委員会）

（小委員会）

第27条 委員会は、委員会における付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会を設けることができる。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の小委員会について定めたものです。

委員会に付議された事項によっては、委員会全体で取り組むよりも、まず少人数の委員で構成されるワーキング・チームとしての小委員会で取り組む方が機動的な活動が期待できます。この場合、小委員会において論点整理等一定の議論を進めた上で、委員会に報告し、委員会として議論を進めていくこととなります。

第28条（庶務）

（庶務）

第28条 委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

【解説等】

この条は、障害のある人の相談に関する調整委員会の庶務について定めたものです。

福祉保健部障害福祉課が委員会の庶務を担当することになりますが、この庶務のみならず、条例の所管についても担当するものです。

第2節 相談体制（第29条 第31条）

第29条（特定相談）

（特定相談）

第29条 何人も、県に対し、障害のある人に対する差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- (4) 第32条第1項又は第2項の申立てに関する援助を行うこと。

【解説等】

この条は、障害を理由とした差別に関する相談（特定相談）について定めたものです。

この条例では、誰でも「障害のある人に対する差別に関する相談」を行うことができる仕組みとしており、広く県民が主体的に差別の解消に向けて取り組むことを意図しています。

そのため、障害のある人が自らに対する差別を相談できることはもちろん、障害のない人が障害のある人の代わりに相談することのほか、障害のない人が自らの行為が差別に該当するの否かを相談することもできます。

「必要な助言及び情報提供」とは、相談内容の解決に必要な事実確認を行いながら、特定相談を行った者に対して、相談内容の解決のために助言及び情報提供を行うことです。また、相談内容に応じて関係行政機関、適切な相談先の連絡先等を教示することも含まれます。

また、法律相談や訴訟手続に関する事項については、「法テラス」（29-1）を紹介することになります。

29-1 法テラスとは

刑事・民事を問わず、国民がどこでも法的トラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるよう、総合法律支援法に基づき設立された日本司法支援センターのこと。

問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・コールセンターや全国の法

テラス地方事務所にて、無料で案内している（情報提供業務）。

また、経済的に余裕のない者が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っている（民事法律扶助業務）。

このほか、犯罪被害者支援業務、司法過疎対策業務、国選弁護等関連業務等総合法律支援法に定められた5つの業務を中心に、公益性の高いサービスを行っている。

県内には、法テラス長崎、法テラス長崎法律事務所、法テラス佐世保法律事務所、法テラス五島法律事務所、法テラス対馬法律事務所、法テラス壱岐法律事務所、法テラス平戸法律事務所及び法テラス雲仙法律事務所がある。

「特定相談に係る関係者間の調整」とは、相談内容によっては、特定相談を行った者だけでなく、相談内容に関係する者の意見を聞いた上で問題解決を図る必要があるため、特定相談を行った者と相談内容に関係する者の連絡調整を行うことを業務として規定しています。

「関係行政機関への通告、通報その他の通知」とは、特定相談には、法令違反に該当する事案等、特定相談を行った者と相談内容に関係する者の連絡調整によって解決を図ることが適当でない内容のものも持ち込まれる可能性があるため、特定相談が行われた場合には関係行政機関への通告等（29-2～4）を行うことを業務として規定しています。

29-2 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）〔抄〕

（養護者による障害者虐待に係る通報等）

第7条 養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

29-3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）〔抄〕

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

29-4 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）〔抄〕

（児童虐待に係る通告）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治43年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

「関係行政機関」としては、法務局等の人権擁護部署、児童相談所、福祉事務所、こども・女性・障害者支援センター、こども医療福祉センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター等が挙げられます。

「第32条第1項又は第2項の申立てに関する援助」としては、助言又はあっせんの申立て手続に関する問合せを紹介したり、申立書提出のための準備の補助を行うこと等が挙げられます。

障害者差別解消法では、この条例のように新たな相談体制を整備するのではなく、既存の相談体制を活用・充実させることで、障害を理由とする差別に関係するトラブルの解決を図っていかうとしています（29-5）。

29-5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
〔抄〕

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

第30条（地域相談員）

（地域相談員）

第30条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
 - (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であって、知事が特に適当と認めるもの
- 2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項第1号、第2号又は第3号に掲げる者に委託する場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により委託を受けた者は、地域相談員と称する。
- 4 地域相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【解説等】

この条は、地域相談員について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

県が行う特定相談（第29条）業務を地域相談員に委託することができることとしています。

地域相談員としては、障害のある人に関する相談及び人権擁護について一定の知識及び経験を有し、かつ、県民の皆様により身近な地域で障害のある人の立場に立って相談に応じることのできる者であることが求められます。

このため、現に地域の身近な相談窓口として活動されている身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神保健福祉相談員を対象としています。さらに、「社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であって、知事が特に適当と認めるもの」も対象としているところです。

身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神保健福祉相談員については、法律上下記のように定義されています（ 30-1-1～3）。

30-1-1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）〔抄〕

（身体障害者相談員）

第12条の3 市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

3 前2項の規定により委託を受けた者は、身体障害者相談員と称する。

4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（第18条の2において「障害福祉サービス事業」という。）、同法第5条第17項に規定する一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

5 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

30-1-2 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）〔抄〕

（知的障害者相談員）

第15条の2 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

3 前2項の規定により委託を受けた者は、知的障害者相談員と称する。

4 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、知的障害者又はその保護者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（第21条において「障害福祉サービス事業」という。）、同法第5条第17項に規定する一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

5 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

30-1-3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）〔抄〕
（精神保健福祉相談員）

第48条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。

2 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

具体的に第4号の者として想定されるのは、社会福祉士、精神保健福祉士、ペアレントメンター（発達障害児の親の相談・助言を行う者）、障害福祉に関する民間資格の取得者等で、知事が障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っていると特に認めた者となります（30-1-4～6）。

30-1-4 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第47条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

30-1-5 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもつて、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する地域相談支援をいう。第41条第1項において同じ。）の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。

30-1-6 「発達障害者支援体制整備事業の実施について」（平成17年7月8日 障発第0708003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（別紙）

発達障害者支援体制整備事業実施要綱〔抄〕

3 事業の内容

支援事業は、次のとおりとする。

(1) 〔略〕

(2) 家族支援体制整備事業

ペアレントメンター養成研修等事業

都道府県等は、発達障害児（者）の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者（以下「ペアレントメンター」という。）となるペアレントメンターの養成に必要な研修会等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援出来る体制の構築を図る。〔略〕

〔略〕

(3)～(6) 〔略〕

<< 第 2 項関係 >>

第 1 項第 4 号の「社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であって、知事が特に適当と認めるもの」への委託については、対象者の適格性に関し、専門的な意見を聴く必要があることから、あらかじめ「障害のある人の相談に関する調整委員会」の意見を聴くこととしています。

<< 第 3 項関係 >>

第 1 項の規定に基づき、知事は、第 29 条（特定相談）第 2 項各号に掲げる業務の全部又は一部を身体障害者相談員等に委託することができます。

この委託を受けることをもって、身体障害者相談員等は「地域相談員」と呼称され、特定相談の業務を担うこととなります。

しかしながら、県は委託したことをもって全く業務を行えなくなるということではなく、業務の内容に応じ、自ら第 29 条第 2 項の規定に基づき、特定相談に応じることが出来ます。

地域相談員は、業務を行うに当たり、一方の当事者の立場に偏ることなく、中立・公平な立場で対応する必要があります。

なお、地域相談員は、特定相談に対する自らの対応では困難が生じる場合には、広域専門相談員（第 31 条）に助言を求め、広域専門相談員の指導・助言（第 31 条第 1 項第 1 号）を受けつつ、関係者間の調整等を行うこととなります。

<< 第 4 項関係 >>

地域相談員は、個別の特定相談を受ける中で、個人のプライバシー情報に深く関与する場合があります。

地域相談員が職務上知ることのできた秘密を守ることは、安心して相談を

求めることができる体制を確保し、関係者との信頼関係を構築する上で必要不可欠なものであるため、守秘義務を課しています。

地域相談員の職を退いた後も守秘義務を課しているのは、職務上知ることのできた秘密を漏らすことについて、地域相談員在任中と退任後の期間とでその秘密の差が生じるものではないため、相談者に安心感を与える上でも、その職を退いた後も守秘義務を課することとしています。

地域相談員の守秘義務違反に対しては、罰則（第51条）を課していません。

これは、類似の業務を担う人権擁護委員及び民生委員に守秘義務違反の罰則が課されていないこととの整合性をとるためです。

なお、守秘義務違反により、業務の委託契約が解除されることとなります。

「職務上知ることのできた」内容には、職務を遂行する上で、自ら積極的に収集した情報のみならず、偶然知ることのできた個人のプライバシー等に関する情報をも含みます。

「秘密」とは、通常であれば他人が知ることのできない情報であって、その内容が一般に知られることにより、一定の利益侵害となることが客観的に認められるものをいいます。

第31条（広域専門相談員）

（広域専門相談員）

第31条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことのできる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。

- (1) 地域相談員に対する指導及び助言
- (2) 特定相談のあった事例の調査研究
- (3) 第29条第2項各号に掲げる業務
- (4) 第33条第3項の規定による調査

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 広域専門相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【解説等】

この条は、広域専門相談員について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

委嘱（第31条）と委託（第30条）の違いについて、この条の規定に基づき、広域専門相談員として委嘱されると、その者は特別職の地方公務員となります。身分が地方公務員とはならず業務を行う場合が委託ということになります。

地域相談員と異なり、広域専門相談員の資格については条例上規定していませんが、広域専門相談員の業務に地域相談員が担う業務が含まれること等を考慮し、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員及びこれらに準ずる資格（例えば、社会福祉士、精神保健福祉士等）を有する者が実務的には求められることとなります。

また、上記の資格を有していなくても、調査研究に精通する学識経験者を活用することも想定されるため、その者の資質について総合的に委員会の意見を聴いた上で、委嘱することも可能です。

広域専門相談員は、業務を行うに当たり、一方の当事者の立場に偏ることなく、中立・公平な立場で対応する必要があります。

「地域相談員に対する指導及び助言」としては、以下のものが挙げられま

す。

相談技術（対応・処理）の向上に関すること。

相談支援に係る専門的知識の習得に関すること。

相談に当たり活用すべき地域の福祉情報等の入手に関すること。

「調査研究」とは、特定相談が寄せられた事例の類型化、障害の種別ごとに特定相談に応じる際の注意事項の取りまとめ、相談に関する課題の分析等の地域相談員の業務の運営に資するための調査研究を指します。

<< 第2項関係 >>

委嘱を行うに当たって、「障害のある人の相談に関する調整委員会」の意見を聴くこととしているのは、地域相談員と異なり、広域専門相談員に必要な資格等を条例上定めていないことから、広域専門相談員としての適格性を委員会が個別に検討する仕組みとしているためです。

<< 第3項関係 >>

広域専門相談員は、個別の特定相談を受ける中で、個人のプライバシー情報に深く関与する場合があります。

広域専門相談員が職務上知ることのできた秘密を守ることは、安心して助言・あっせんを求めることができる体制を確保し、関係者との信頼関係を構築する上で必要不可欠なものです。

しかしながら、広域専門相談員は特別職の公務員となるため、一般職の公務員とは異なり、地方公務員法（31-3）上の守秘義務が課されていません。よって、広域専門相談員に対し、この条例において守秘義務を課すとともに、その違反に係る罰則（第51条）を設けることとしています。

31-3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）〔抄〕

（この法律の適用を受ける地方公務員）

第4条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 〔略〕

広域専門相談員の職を退いた後も守秘義務を課しているのは、職務上知ることのできた秘密を漏らすことについて、広域専門相談員在任中と退任後の期間とでその秘密の差が生じるものではないため、相談者の心理的安心感を確保する上でも、その職を退いた後も守秘義務を課することとしています。

「職務上知ることのできた」内容には、職務を遂行する上で、自ら積極的に収集した情報のみならず、偶然知ることのできた個人のプライバシー等に関する情報をも含みます。

「秘密」とは、通常であれば他人が知ることのできない情報であって、その内容が一般に知られることにより、一定の利益侵害となることが客観的に認められるものをいいます。

第3節 対象事案の解決のための手続

(第32条 第39条)

対象事案については、障害のある人となない人との間で、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本にしており、それをサポートするための相談体制を整備することとしていますが、当事者間で解決が困難であるときに備えて、第3節(第32条～第39条)に助言又はあっせんの手続を規定しています。

障害のある人等から助言又はあっせんの手続の申立てがなされた後、知事による事実の調査を経て、障害のある人の相談に関する調整委員会が助言又はあっせんを行います。同委員会による助言又はあっせんでは解決に至らない特に悪質な事案については、知事による勧告や公表がなされる場合もあります。

障害者差別解消法では、この条例のように新たな紛争解決手続を整備するのではなく、既存の紛争解決手続を活用・充実させることで、障害を理由とする差別に関するトラブルの解決を図っていかうとしています(32-0)。

32-0 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

[抄]

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

第32条（助言又はあっせんの申立て）

（助言又はあっせんの申立て）

第32条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

2 障害のある人の家族その他の関係者は、当該障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

3 前2項の申立ては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

【解説等】

この条は、助言又はあっせんの申立てについて定めたものです。

この条例において、「助言」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の一方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいい、「あっせん」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の双方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。

この条例に規定する助言又はあっせんの手続は、裁判外で障害のある人に対する差別に絡んだ紛争を解決しようとする手続ではありますが、障害のある人からの申立てがあれば、その相手方は手続に参加しなければならないこと、助言案又はあっせん案を受諾しない者に対して、知事が勧告することができ、さらに、正当な理由なく勧告に従わない者を公表することができる点として、通常の裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続）とは異なっています。

<< 第1項・第2項関係 >>

この申立てを行うに当たっては、特定相談を必ずしも行う必要はありません。ただし、実務的には、早期にかつ円滑に事案の解決を目指すに当たって、まずは地域相談員又は広域専門相談員へ相談することが望まれます。

申立てができる「関係者」として、障害のある人又はその家族が申立てを行うことが難しい場合に、申立てを障害のある人本人やその家族の代わりに行う後見人、障害者団体、ボランティア等を想定しています。また、これら以外の第三者であっても、助言・あっせんの手続に責任をもって対応することが確認できるのであれば、その者の申立てを妨げるものではありません。

障害のある人を特定できないような一般的な障害のある人に対する差別の問題については、申立てをすることはできません。なぜなら、差別を受けたとされる障害のある人を特定しないことには、助言案又はあっせん案を提示し解決を図ることができないためです。

なお、一般的な障害のある人に対する差別の問題については、特定相談（131頁参照）を行うことができます。

県民からの申立てに関する規定は、長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（32-1）等においても規定されているものであって、条例の内容に応じて規定が設けられるものです。

32-1 長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和53年長崎県条例第30号）〔抄〕

（知事への申出）

第9条 県民は、この条例の定め違反する事業活動により又はこの条例に定める措置がとられていないため、消費者の利益が不当に害されていると認めるときは、知事に対しその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

<< 第3項関係 >>

「行政不服審査法その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行」とは、行政不服審査法その他の法令に基づいて不服申立て等ができる事案については、他の救済手段があるため、この条例に基づく助言又はあっせんの申立てではなく、それぞれの法令に基づく手続をとるよう規定したものです。

具体的な事例としては、行政不服審査法（32-3-1）に基づく不服申立てのほか、農地法第53条第2項（32-3-2）の規定に基づく不服申立て、警察法第79条（32-3-3）の規定に基づく苦情の申出等が挙げられます。

32-3-1 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）〔抄〕

（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）

第4条 行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者は、次条及び第6条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる。ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に審査請求又は異議申立てをすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない。

(1)～(11)〔略〕

2 〔略〕

（処分についての審査請求）

第5条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合にすることができる。

(1) 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。

(2) 前号に該当しない場合であつて、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。

2 前項の審査請求は、同項第1号の場合にあつては、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第2号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に対してするものとする。

（処分についての異議申立て）

第6条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合にすることができる。ただし、第1号又は第2号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

(1) 処分庁に上級行政庁がないとき。

(2) 処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。

(3) 前2号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき。

32-3-2 農地法（昭和27年法律第229号）〔抄〕

（不服申立て）

第53条 〔略〕

2 第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可に関する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

3・4 〔略〕

32-3-3 警察法（昭和29年法律第162号）〔抄〕

（苦情の申出等）

第79条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 〔略〕

第33条（事実の調査）

（事実の調査）

- 第33条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。
- 2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。
 - 3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。
 - 4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。
 - 5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に係る者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。
 - 6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、その調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【解説等】

この条は、事実の調査について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

「事実の調査」とは、申立ての内容、障害のある人に対する差別が事実か否かといった事実確認等の委員会が助言案又はあっせん案をまとめるに当たって必要となる情報について、収集・整理を行うことを指します。

<< 第2項関係 >>

地域相談員及び広域専門相談員による事実の調査への協力を求めているのは、助言・あっせんの申立てが特定相談を経た上で行われている場合には、その案件について事情を熟知する地域相談員又は広域専門相談員の協力を得ながら調査を行うことが効率的であるためです。

また、特定相談を経していない場合であっても、地域相談員又は広域専門相

談員の協力を得ることにより、対象事案関係者への聞き取り等が円滑に行われることが想定されるため、このように規定しています。

なお、実務的には、地域相談員又は広域専門相談員に特定相談がなされた場合においては、それらの者は特定相談を受けての業務として、関係行政機関への通告等や申立てに関する援助を行うことになるため、知事の要請を待つまでもなく、事実の調査に協力することが当然に想定されることです。

<< 第3項関係 >>

広域専門相談員の段階において、県に代わって事実の調査が行えることとするための規定です。

<< 第4項関係 >>

第2項で記載している理由と同様に、地域相談員の協力が必要となることから、設けている規定です。

<< 第5項関係 >>

「対象事案関係者」とは、第一義的には、障害を理由とした差別を受けたとされる者及び差別をしたとされる者です。なお、障害のある人本人が申立てを行うことができず、その家族その他の関係者が申立てを行っている場合には、それらの者も対象事案関係者に含まれます。

「正当な理由」としては、天災等対象事案関係者に責任が問えない理由で協力ができない場合、入院等により協力ができない場合等が挙げられます。

以上のほか、刑法（33-5）等の法律の規定により、守秘義務違反に対する罰則が課せられている場合も正当な理由に当たります。

なお、刑法上の違法性阻却事由である「正当な理由」としては、本人の同意がある場合、医師が患者の様態について他の医療関係者に医療の業務遂行のために告知する場合等があると解されています。

33-5 刑法（明治40年法律第45号）〔抄〕

（秘密漏示）

第134条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

<< 第 6 項関係 >>

調査を行うに当たっては、不信感を抱かれないよう、求めに応じて身分証を提示することを規定しているものです。

行政からの照会であると偽り個人情報を収集するような事例が全国的にも散見されることから、調査員の身分を保障すると同時に、調査の円滑な協力を仰ぐため、このような規定を設けています。

<< 第 7 項関係 >>

このような立入調査については、行政上の監督、法令の執行等の必要から行われるものであって、憲法第35条（ 33-7）を踏まえ、「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」との解釈規定が置かれることが通例となっています。

33-7 日本国憲法

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第34条（助言又はあっせん）

（助言又はあっせん）

第34条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てがあったときは、委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。

(1) 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

(2) 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとして認めるとき。

3 委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。

4 委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

【解説等】

この条は、助言又はあっせんについて定めたものです。

<< 第1項関係 >>

知事は、申立てを受けて事実の調査を行い、その結果を委員会に通知し、委員会による助言・あっせんの手続を開始するよう求める規定です。

知事は、助言・あっせんの手続を委員会に求めるにとどまり、自ら助言・あっせんを行うこととはしていません。

これは、中立・公平な観点から、助言・あっせんの必要性の判断等は全て委員会が行うことが適当であるとの判断により、このように規定しているものです。

<< 第2項関係 >>

委員会は、次の場合には、助言・あっせんを行いません。

助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとして認めるとき。

「助言又はあっせんの必要がないと認めるとき」としては、助言・あっせんの申立てが行われた後に和解が成立して対象事案の内容が解決した場合、虚偽に基づく申立て等の対象事案が発生していないことが明白である場合等が挙げられます。

「対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でない」と認めるとき」としては、裁判所において係争中の事案又は判決により権利関係が確定している事案、事実があった日から3年を経過している事案（民法第724条援用）（34-2）に該当する場合等が挙げられます。

なお、行政不服審査法その他の法令に基づいて不服申立てができる事案については、第32条第3項の規定により、そもそも助言・あっせんの申立てができないこととなっています。

34-2 民法（明治29年法律第89号）〔抄〕

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

委員会は、第33条の規定に基づく事実の調査の結果を踏まえて、申立てをした障害のある人の側とその相手方双方の事情等を総合的に検討して、双方が受入れ可能な助言案又はあっせん案を提示することとなります。

検討すべき事情としては、次のものが挙げられます。

申立てをした障害のある人の側の状況

- ・ 障害の特性や程度
- ・ 合理的配慮の提供を求めている場合は、その要求の妥当性 など

申立てられた相手方の状況

- ・ 合理的配慮の提供を求められている場合は、「社会的に相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の有無
（具体的には、相手方の経済状況、人員等を検討。）
- ・ 「客観的に正当かつやむを得ない特別な事情」の有無
（具体的には、相手方の技術力や経済状況等を検討。）
- ・ 対象事案が発生するまでの差別解消に向けた取組状況 など

差別が問題となった同種の事案の解決方法

<< 第3項関係 >>

委員会は、第2項の規定により、助言・あっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告することとしています。

<< 第4項関係 >>

委員会は、一方の当事者の立場に偏ることなく、中立・公平な立場で対応する必要があることから、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明・意見を聴くとともに、資料の提出を求め、詳細な調査を行うことができるよう、このような規定を設けています。

障害者差別解消法には、「報告の徴収」についての規定があります（34-4）。

この条例に規定する説明・意見の聴取又は資料提出が助言又はあっせんの手続の一環として行われるのに対して、障害者差別解消法に規定する報告徴収は、対応指針に定める事項について主務大臣が行うもの（政令により県が行うこととなる可能性もある。）です。

34-4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第35条（勧告）

（勧告）

第35条 委員会は、対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾しない場合、知事に対して、当該対象事案関係者に対する当該助言案又は当該あっせん案の受諾の勧告を行うよう求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。

【解説等】

この条は、勧告について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

勧告は、基本的に障害を理由とした差別をしたとされる者（助言・あっせんの申立ての相手方）に対して行われますが、障害を理由とした差別を受けたとされる者（助言・あっせんの申立てを行った者）に対する勧告を否定するものではありません。

委員会が様々な事柄を総合的に検討して、相手方に可能な限りの対応を求める助言・あっせん案を提示したにもかかわらず、障害を理由とした差別を受けたとされる者が相手方に執拗に無理難題を求める場合には、障害を理由とした差別を受けたとされる者に対して助言・あっせん案を受諾するよう勧告する場合もあり得ます。

<< 第2項関係 >>

対象事案については、障害のある人となない人との間で、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本にしており、勧告は、特に悪質な差別があったと思われる事案を解決するための手段として用意しているものです。

そのため、知事は、障害のある人の相談に関する調整委員会から勧告を行うよう求められた場合であっても、対象事案関係者の状況等を慎重に検討した上で、勧告の必要性について判断することが求められます。

勧告は、条例の実効性を確保するためのものですが、処分性を有しないと解されるもの（35-2-1・2）であるため、長崎県行政手続条例（35-2-3）に基づく聴聞手続の対象とはならず、行政不服審査法等による不服申立ての対象にもなりません。

しかしながら、勧告に際しては、手続の慎重を期して、あらかじめ意見の

聴取（第37条）を行うこととしています。

35-2-1 行政手続法の施行に当たって（平成6年9月13日総管第211号 総務事務次官通知）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/pdf,word/tetsuzuki/tsuuchi.pdf

第一 総則的事項

一 行政処分と行政指導との区分の考え方

1 〔略〕

2 法令の規定に基づき行われる行政庁の行為が「処分」に当たるか否か（相手方が行政庁の求める作為又は不作為を行う義務を負うか否か）の最終的な判断は、当該行為を規定する個別法の解釈により行われるものであるが、参考のため、判断に際しての考え方の大筋を示すと以下のとおりであること。

(1) 〔略〕

(2) 法令の規定上処分性の有無について判断できる規定がある場合

ア 〔略〕

イ 処分性を有しないと解されるもの

a 「求める」に該当する用語が、「勧告する」「助言する」「指導する」「依頼する」「要請する」と規定されるもの

（処分性を有すると解される特別の理由があるものを除く。）

b 〔略〕

c 行政庁の行為に従わない場合の最終担保措置が「その旨の公表」にとどまるもの

（例）見やすい表示をすべき指示（国民生活安定緊急措置法第6条第2項、第3項）

d 〔略〕

(3) 〔略〕

二 〔略〕

35-2-2 長崎県行政手続条例（平成7年長崎県条例第47号）〔抄〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

(3) 〔略〕

(4) 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ～ニ 〔略〕

(5)～(8) 〔略〕

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ～ニ 〔略〕

(2) 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
2 〔略〕

このような勧告の規定は、長崎県福祉のまちづくり条例（35-2-4）等においても規定されているものであって、条例の内容に応じて規定が設けられるものです。

35-2-4 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）〔抄〕

（勧告）

第22条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者又は既存特定生活関連施設の所有者若しくは管理者が第20条第1項又は第2項の規定による指導に従わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

差別禁止部会の意見（35-2-5）においても、紛争解決の実効性を図る仕組みとして、勧告が検討されるべきとの記載があります。

35-2-5 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

第3章 紛争解決の仕組み

第4、第三者が関与する解決の仕組み

1、紛争解決の仕組みに求められる機能

先に述べたように紛争解決に当たっては当事者間での自主的な紛争解決が望ましいが、解決の受け皿がないことによって、障害に基づく差別事案の多くが放置されてきたことに鑑みると、中立・公平な第三者が当事者間に関与する仕組みを設けることで、紛争の円満な解決を促進することが求められる。〔略〕

1)・2) 〔略〕

3) 実効性の担保

以上述べたように、紛争解決の仕組みにおいては、相談及び調整の機能を始めとして調停等の機能が求められるが、特にこの調停等の機能を発揮する上で、その実効性を担保することが求められる。例えば、事実調査に関する協力義務や出頭等の手続に協力する義務を課すことや、一定の解決を見たにもかかわらず、相手方が任意にこれを履行しない場合、あるいは、明らかに差別に該当する行為が認定され、しかも、事案が悪質であると認められるような事案については勧告ないし公表を行うなどの解決の実効性を図る仕組みが検討されるべきである。

2 〔略〕

障害者差別解消法にも、勧告についての規定があります（35-2-6）。

障害者差別解消法に規定する勧告とこの条例に規定する勧告とでは、その趣旨や役割に違いがあり、前者は、対応指針に定める事項について主務大臣が行うもの（政令により県が行うこととなる可能性もある。）であります。後者は、当事者の間での話し合いによる解決を図ることができなかった特に悪質な事案に対して行われるものです。

35-2-6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第36条（公表）

（公表）

第36条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

【解説等】

この条は、公表について定めたものです。

対象事案については、障害のある人となない人との間で、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本にしており、公表は、特に悪質な差別があったと思われる事案を解決するための最終手段として用意しているものです。

そのため、知事は、公表するに当たっては、対象事案関係者が勧告に従わなかった理由等を慎重に検討した上で、公表の必要性について判断することが求められます。

公表は、条例の実効性を確保するためのものですが、処分性を有しないと解されるもの（36-1）であるため、長崎県行政手続条例（36-2）に基づく聴聞手続の対象とはならず、行政不服審査法等による不服申立ての対象にもなりません。

しかしながら、公表が、勧告に従わない場合の最終的な対応であり、その効果として、社会的制裁の機能を有することから、勧告と同様に、公表に際しては、手続の慎重を期して、あらかじめ意見の聴取（第37条）を行うこととしています。

36-1 行政手続法の施行に当たって（平成6年9月13日総管第211号 総務事務次官通知）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/pdf,word/tetsuzuki/tsuuchi.pdf

第一 総則的事項

一 行政処分と行政指導との区分の考え方

1 〔略〕

2 法令の規定に基づき行われる行政庁の行為が「処分」に当たるか否か（相手方が行政庁の求める作為又は不作為を行う義務を負うか否か）の最終的な判断は、当該行為を規定する個別法の解釈により行われるものであるが、参考のため、判断に際しての考え方の大筋を示すと以下のとおりであること。

(1) 〔略〕

(2) 法令の規定上処分性の有無について判断できる規定がある場合

ア 〔略〕

イ 処分性を有しないと解されるもの

a 「求める」に該当する用語が、「勧告する」「助言する」「指導する」「依頼する」「要請する」と規定されるもの

（処分性を有すると解される特別の理由があるものを除く。）

b 〔略〕

c 行政庁の行為に従わない場合の最終担保措置が「その旨の公表」とどまるもの

（例）見やすい表示をすべき指示（国民生活安定緊急措置法第6条第2項、第3項）

d 〔略〕

(3) 〔略〕

二 〔略〕

36-2 長崎県行政手続条例（平成7年長崎県条例第47号）〔抄〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

(3) 〔略〕

(4) 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ～ニ 〔略〕

(5)～(8) 〔略〕

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ～ニ 〔略〕

(2) 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 〔略〕

「正当な理由」としては、天災等対象事案関係者に責任が問えない理由で勧告に従った措置を採ることができない場合、入院・倒産等により勧告に従った措置を採ることができないことがやむを得ない場合等が挙げられます。

このような公表の規定は、長崎県福祉のまちづくり条例（36-3）等においても規定されているものであって、条例の内容に応じて規定が設けられるものです。

36-3 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）〔抄〕

（公表）

第23条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者が前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

差別禁止部会の意見（36-4）においても、紛争解決の実効性を図る仕組みとして、公表が検討されるべきとの記載があります。

36-4 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

第3章 紛争解決の仕組み

第4、第三者が関与する解決の仕組み

1、紛争解決の仕組みに求められる機能

先に述べたように紛争解決に当たっては当事者間での自主的な紛争解決が望ましいが、解決の受け皿がないことによって、障害に基づく差別事案の多くが放置されてきたことに鑑みると、中立・公平な第三者が当事者間に関与する仕組みを設けることで、紛争の円満な解決を促進することが求められる。〔略〕

1)・2) 〔略〕

3) 実効性の担保

以上述べたように、紛争解決の仕組みにおいては、相談及び調整の機能を始めとして調停等の機能が求められるが、特にこの調停等の機能を発揮する上で、

その実効性を担保することが求められる。例えば、事実調査に関する協力義務や出頭等の手続に協力する義務を課すことや、一定の解決を見たにもかかわらず、相手方が任意にこれを履行しない場合、あるいは、明らかに差別に該当する行為が認定され、しかも、事案が悪質であると認められるような事案については勧告ないし公表を行うなどの解決の実効性を図る仕組みが検討されるべきである。

2 〔略〕

第37条（意見の聴取）

（意見の聴取）

第37条 知事は、第35条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。

【解説等】

この条は、意見の聴取について定めたものです。

勧告（第35条）又は公表（第36条）に際しては、手続の慎重を期して、あらかじめ意見の聴取を行うこととしています。

「代理人」とは、勧告又は公表がなされようとしている対象事案関係者に代わって、本人の名において自己の意思決定に基づき意見の聴取の手続に関する行為をする者のことをいいます。なお、代理人がその権限の範囲内でした行為の効力は、本人に及ぶこととなります。

「正当な理由」としては、天災等対象事案関係者に責任が問えない理由で協力ができない場合、入院等により協力ができない場合等が挙げられます。

第38条（助言又はあっせんの手続の終了）

（助言又はあっせんの手続の終了）

第38条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。

- (1) 全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。
- (2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

2 委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。

【解説等】

この条は、助言又はあっせんの手続の終了について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

助言又はあっせんの手続は、次の場合に、終了となります。

- 全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。
- その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

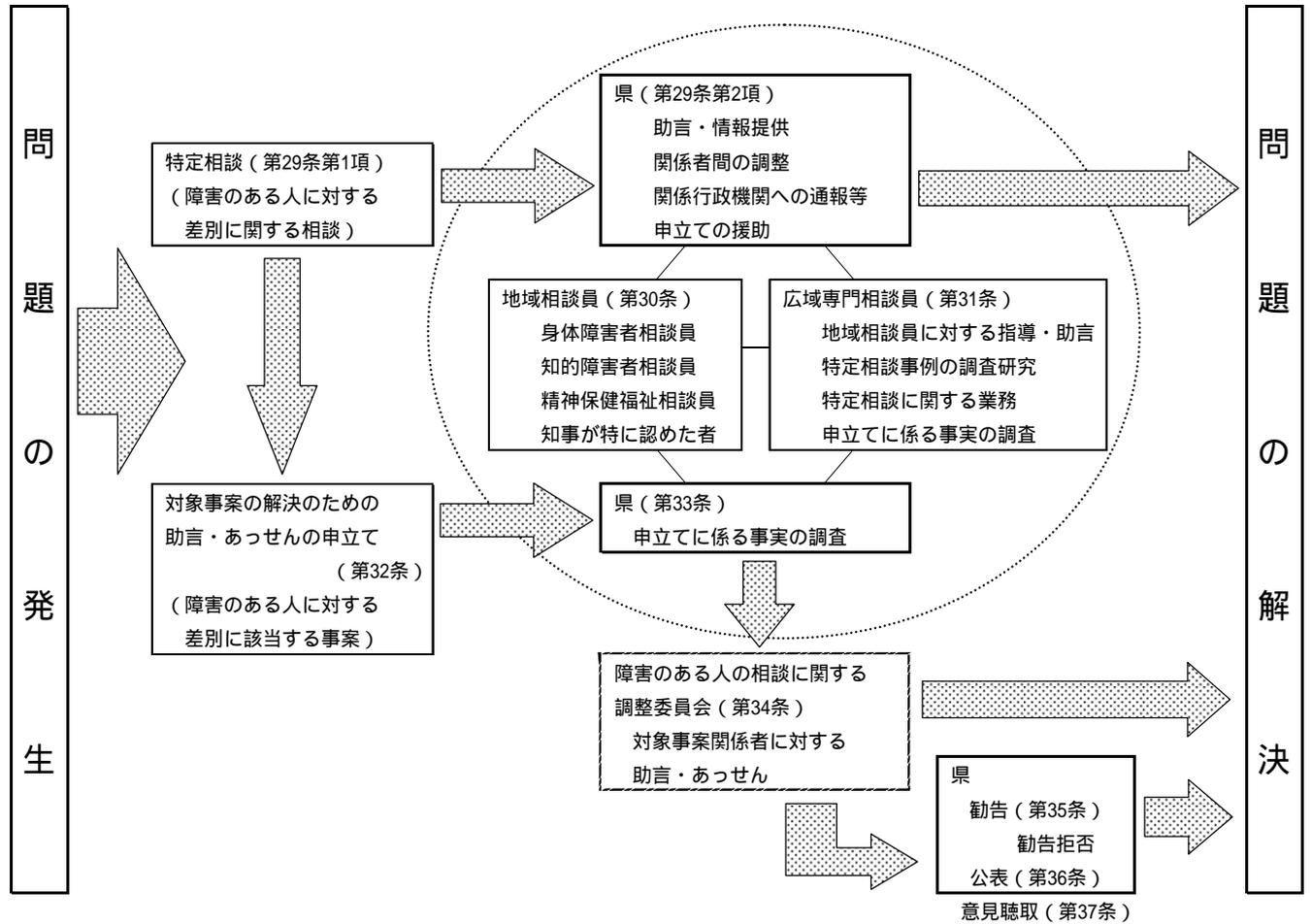
「受諾したとき」とは、助言案・あっせん案を受け入れることを意思表示したときであり、その内容に基づく措置の履行確認までを委員会が行うものではありません。

「助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき」としては、助言・あっせんの申立てが行われた後に和解が成立して対象事案が解決した場合等が挙げられます。

<< 第2項関係 >>

委員会は、助言・あっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告することとしています。

障害のある人に対する差別をなくすための施策 フロー図
 第3章の施策を図としてまとめたものが以下のものとなります。



第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策（第39条・第40条）

第39条（表彰）

（表彰）

第39条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。

【解説等】

この条は、表彰について定めたものです。

表彰制度を設けた理由は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関して顕著な功績があった者を表彰することにより、その取組を後押しし、各方面からの積極的な取組を促すことを意図しているためです。

表彰制度は、長崎県福祉のまちづくり条例等（39-1・2）、現在の県の施策でも行われています。

このような表彰制度は、企業の付加価値を高めるものであり、社会的信用度の向上等の効果が見込まれるものです。

39-1 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）〔抄〕

（表彰）

第26条 知事は、福祉のまちづくりに関して功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。

39-2 長崎県子育て条例（平成20年長崎県条例第45号）〔抄〕

（広報と啓発）

第18条 県は、子育てに関する県民の意識を高めるために、子どもや子育ての支援に積極的に取り組んでいる個人や団体などを表彰し、子育て支援の模範的な活動や取組を広く県民に紹介するなど、広報と啓発を行います。

第40条（県民の理解と関心の増進）

（県民の理解と関心の増進）

第40条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

【解説等】

この条は、県民の理解と関心の増進について定めたものです。

障害の有無にかかわらず共に安心して生き生きと暮らせる社会（共生社会）を作り上げていくためには、相談体制又は助言・あっせんの手続を整備するという対症療法的な取組だけではなく、障害のある人に対する誤解・偏見をなくすための取組が不可欠であることから、それらの取組について必要な施策を講ずることを定めています。

障害に対する理解には、5つの段階があると言われています。

Without Them（私は彼らとは関係ない。）

障害に全く理解のない段階では、障害のある人を「Them（彼ら）」という遠い存在として、自分とは全く関係ない別の世界の存在と考えてしまいがちであると言われています。

For Them（彼らのために、してやろう。）

障害について少し理解してくると、障害のある人を援助してやろうと考えるものの、障害のある人よりも自分の方が上の立場にあると捉えたままであると言われています。

To Them（彼らの役に立ちたい。）

さらに障害について理解してくると、障害のある人を対等な立場で援助したいと考えられています。

With You（あなたとともに、活動しよう。）

障害のある人を「You（あなた）」という近しい存在と捉え、ともに活動していこうと考えている段階

We（私たち）

自分と障害のある人を区別せずに「We（私たち）」と捉え、共生する段階

障害に対する理解が進むにつれて、 から へと段階的に気持ちの持ちようが変わっていくとされており、県民の理解と関心の増進のための施策を実施することで、これを後押しし、共生社会の実現に向けた意識の醸成を図っていくこととなります。

「交流の機会の提供」とは、特別支援学校と地域の学校との交流会など、障害のある人と障害のない人とが共に学び、共に活動する機会をつくることです。

具体的な例としては、長崎県障害者芸術祭（ 40-1 ）を支援することです。

40-1 長崎県障害者芸術祭とは

長崎県障害者社会参加推進センターの主催で毎年開催されているもの。

障害のある人の文化・芸術活動の振興及び積極的な社会参加の促進と、障害のある人と障害のない人の交流を通じて「ひとつのもの」を作り上げることにより、障害のある人に対する県民の理解を広げることを目的としている。

障害者差別解消法においても、障害を理由とする差別の解消のための啓発活動が規定されています（ 40-2 ）。

40-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議

(第41条 第48条)

第41条 (推進会議の設置)

(推進会議の設置)

第41条 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

【解説等】

この条は、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議の設置について定めたものです。

この推進会議を設ける理由としては、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすためには、個別の障害のある人に対する差別事案の解決を図るというだけでなく、その背後にある制度、慣行等を検証し、これらの見直しを図る必要があるためです。

この推進会議も、障害のある人の相談に関する調整委員会と同様に、地方自治法第138条の4第3項(41-1)の規定に基づき、知事の附属機関として設置されます。

41-1 地方自治法(昭和22年法律第67号)〔抄〕
第138条の4 〔略〕
2 〔略〕
3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

障害を理由とする差別に関する相談に係る事例を踏まえた当該差別を解消するための取組に関しては、障害者差別解消法では、国と地方公共団体の関係機関で組織する「障害者差別解消支援地域協議会」を設けることができますとなっています(41-2)。

41-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
〔抄〕

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第42条（建議）

（建議）

第42条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、知事の諮問に応じ自ら調査審議し、必要と認められる事項を知事に建議することができる。

- (1) 対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁に関する事項
- (2) 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関する事項
- (3) この条例の施行の状況に関する事項
- (4) その他障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項

2 知事は、前項の規定により推進会議が述べた意見を尊重しなければならない。

【解説等】

この条は、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議の建議事項等について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

推進会議は、知事の諮問機関という位置付けですが、知事から最初に諮問を受けた後には、自ら調査審議するという自発的な活動機関ということになります。

「建議」とは、推進会議が知事に対して意見を申し出ることです。
建議事項としては、以下の4つとなります。

対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁に関する事項
障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関する事項

この条例の施行の状況に関する事項

その他障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項

障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすためには、障害のある人の相談に関する調整委員会が個々の対象事案の解決を図ってだけでなく、「対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁」が何か

を調査し、その社会的障壁を取り除くための方法を探る必要があります。

「社会的障壁」とは、第2条第2項で規定しているとおり、「障害があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指すため、これまでの常識や社会通念をも、社会的障壁となっていないか評価の対象となります。

推進会議において、このことを調査審議することによって、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための県の施策を後押ししていくものです。

「人材の育成」とは、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神保健福祉相談員のみならず、社会福祉士、精神保健福祉士、ペアレントメンター（発達障害児の親の相談・助言を行う者）、障害福祉に関する民間資格の取得者等の人材の育成を指します。

「この条例の施行の状況」とは、障害のある人に対する差別の禁止についての周知の状況、相談体制、助言又はあっせんの手続の運用状況等この条例に規定された各項目を指します。

第1項の各号に掲げる事項に関し、推進会議は継続的に検証し、知事に対して必要な提言等を行うこととなります。

<< 第2項関係 >>

推進会議は知事の附属機関（162頁参照）という位置付けですが、その建議事項の重要性から推進会議の意見を施策に反映する必要があるため、「知事は、推進会議の意見を尊重しなければならない」と規定しています。

第43条（推進会議の組織）

（推進会議の組織）

第43条 推進会議は、委員35名以内をもって組織する。

【解説等】

この条は、推進会議の組織について定めたものです。

第44条（推進会議の委員の任命等）

（推進会議の委員の任命等）

第44条 推進会議の委員は、知事が任命する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者

(2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者

(3) 学識経験者

(4) その他知事が必要と認める者

3 推進会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【解説等】

この条は、推進会議の委員の任命等について定めたものです。

推進会議の構成は、委員会（第20条）と同様の者を規定しています。

それは、推進会議が担うこととなる項目について、委員会が担うこととなる個別の対象事案の解決と密接に関係するため、推進会議の構成は、委員会の構成に合わせておくことが適切であるためです。

なお、構成が同じといっても、必ずしも同一人物が就任しなければならないということではありません。

推進会議の委員は、特別職の地方公務員であって、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する職（44-1）に該当するものです。

44-1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）〔抄〕

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 〔略〕

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1)・(1)の2 〔略〕

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の

構成員の職で臨時又は非常勤のもの
(2)の2～(6) 〔略〕

第45条（座長及び副座長）

（座長及び副座長）

第45条 推進会議に座長及び副座長を置き、推進会議の委員の互選によってこれを定める。

【解説等】

この条は、推進会議の座長及び副座長について定めたものです。

推進会議の自主性に委ねるという趣旨から、知事による任命ではなく、委員の互選としています。

なお、このような会議体の長の選任については、互選によるのが通例です。

第46条（分科会）

（分科会）

第46条 推進会議に、特定の分野における第42条第1項各号に掲げる事項を調査審議するため、分科会を置く。

2 前項の分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

【解説等】

この条は、推進会議の分科会について定めたものです。

特定の分野における事項を調査審議するに当たっては、推進会議全体で取り組むよりも、まず少人数の委員で構成されるワーキング・チームとしての分科会で取り組む方が機動的な活動が期待できます。この場合、分科会において論点整理等一定の議論を進めた上で、推進会議に報告し、推進会議として議論を進めていくことになります。

分科会の委員は、推進会議の委員の中から、調査審議する内容ごとに選ばれます。

この分科会については、推進会議が調査審議を進めていく中で必要と判断した分野に関し弾力的に設置することができるように、あらかじめ「特定の分野」を定めることとはしておりません。

第47条（長崎県障害者施策推進協議会等との連携）

（長崎県障害者施策推進協議会等との連携）

第47条 推進会議は、第42条第1項各号に掲げる事項を調査審議するに当たっては、必要に応じ、長崎県障害者施策推進協議会、長崎県精神保健福祉審議会等と連携を図るものとする。

【解説等】

この条は、推進会議と長崎県障害者施策推進協議会等との連携について定めたものです。

「長崎県障害者施策推進協議会」は、障害者基本法第36条の規定（47-1）に基づき設置される合議制の機関です。

47-1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（都道府県等における合議制の機関）

第36条 都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

(1) 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

(2) 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(3) 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4・5 〔略〕

「長崎県精神保健福祉審議会」は、精神保健及び精神障害者福祉に関する

る法律第9条の規定（47-2）に基づき設置される地方精神保健福祉審議会です。

47-2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）〔抄〕

（地方精神保健福祉審議会）

第9条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。

2 地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。

3 前2項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

長崎県障害者施策推進協議会、長崎県精神保健福祉審議会以外で、障害のある人の福祉に関する事項を審議する合議制の機関として、例えば、以下のものがあります。

《 附属機関 》

- ・長崎県福祉保健審議会
- ・長崎県医療審議会

《 私的諮問機関等 》

- ・長崎県福祉のまちづくり推進協議会
- ・長崎県福祉サービス第三者評価推進会議
- ・長崎県保健医療対策協議会
- ・長崎県特定疾患対策協議会
- ・健康ながさき21推進会議（長崎県地域・職域連携推進協議会）

上記の審議会等に限定されるものではなく、障害のある人の福祉に係りのある審議会等と、必要に応じ連携を図りつつ、調査審議を進めていくこととなります。

第48条（準用）

（準用）

第48条 第23条第4項及び第5項の規定は推進会議の委員について、第24条第2項及び第3項の規定は座長及び副座長について、第25条の規定は推進会議の会議について、第26条の規定は推進会議の委員の守秘義務について、第28条の規定は推進会議の庶務について準用する。

【解説等】

この条は、推進会議の委員等に関する準用の規定について定めたものです。

推進会議については、下記の項目について委員会の規定を準用して運用します。

- ・ 推進会議の委員は再任可（第23条第4項準用）。
- ・ 推進会議の委員に心身の故障が生じて職務執行ができなくなった場合や職務上の義務違反など委員たるに適しない非行があった場合については、その委員を罷免できる（第23条第5項準用）。
- ・ 座長が会務を総理し、推進会議を代表する（第24条第2項準用）。
- ・ 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があれば座長の代理を行う（第24条第3項準用）。
- ・ 推進会議は、座長が招集する（第25条第1項準用）。
- ・ 推進会議は、座長と過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない（第25条第2項準用）。
- ・ 推進会議の議事は過半数。可否同数の場合は、座長が決する（第25条第3項準用）。
- ・ 座長に事故あるときの座長の出席については、副座長の出席を座長の出席とみなす（第25条第4項準用）。
- ・ 推進会議の委員は、自己、配偶者、三親等内の親族の一身上に関する事案等についての議事に参加できない（第25条第5項準用）。
- ・ 推進会議の委員には、守秘義務がある（第26条準用）。
- ・ 推進会議の庶務は、福祉保健部障害福祉課が担当する（第28条準用）。

第6章 雑則（第49条・第50条）

第49条（規則への委任）

（規則への委任）

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説等】

この条は、規則への委任について定めたものです。

規則には、第3章第3節に規定する助言・あっせんにおける手続の手順、申立書の様式等が規定されることとなります。

これ以外にも条例に規定のない詳細な事項を定めることとなります。

第50条（罰則）

（罰則）

第50条 第26条（第48条において準用する場合を含む。）又は第31条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【解説等】

この条は、罰則について定めたものです。

罰則については、広域専門相談員、障害のある人の相談に関する調整委員会の委員及び障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議の委員に対して課せられるものです。

これらの者は、特別職の公務員であり、その職責の重さから、守秘義務違反を犯した場合には、この規定に基づいて罰則が課されることとなります。

地域相談員については、類似の業務を担う人権擁護委員及び民生委員に守秘義務違反の罰則が課されていないため、これらの者と同様に罰則の対象とはしていません。

罰則の量刑については、長崎県個人情報保護条例第67条（50-1）と整合性をとっています。

また、障害者差別解消法では、「障害者差別解消支援地域協議会」の事務に従事する者又は従事していた者に対して守秘義務が課されており、違反した場合の罰則の量刑は、この条例に規定するものと同じ内容となっています（50-2）。

50-1 長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）〔抄〕

第4章 長崎県個人情報保護審査会

（設置等）

第52条 第42条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議するため、長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 〔略〕

（委員）

第53条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第67条 第53条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

50-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）〔抄〕

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 〔略〕

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

第 1 項（施行期日）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3章第1節の規定は、公布の日から施行する。

【解説等】

この項は、施行期日について定めたものです。

第3章第1節の規定（第20条から第28条まで）は公布の日（平成25年5月31日）から、それ以外の規定については、平成26年4月1日から施行となります。

第3章第1節の規定以外の規定の施行期日を公布の日から約9箇月後としている理由は、主に次のことが挙げられます。

- ・ 地域相談員及び広域専門相談員となる身体障害者相談員、知的障害者相談員等が、研修等を通じて、特定相談等の業務に必要なスキルを身に付ける期間を確保するため。
- ・ この条例が、新たな対立を生み出すものではなく、障害のある人にとって現状として不都合となっている事案を話し合いにより改善することを目的として制定されたものであると、県民等に対して周知する期間を十分に確保するため。

第3章第1節の規定の施行期日を公布の日（平成25年5月31日）からとしている理由は、障害のある人の相談に関する調整委員会の設置のための準備行為が公布の日から直ちに取りかけられるようにするためです。

障害のある人の相談に関する調整委員会は、その設置のための準備行為が終り次第、平成26年4月1日よりも前に設置され、地域相談員の委託や広域専門相談員の委嘱に係る事務を取り扱うこととなります。

なお、第50条（罰則）の規定の施行期日が平成26年4月1日であるため、障害のある人の相談に関する調整委員会の委員の守秘義務違反に対する罰則については、公布の日からではなく、平成26年4月1日からとなります。

その理由としては、障害のある人等からの相談や申立ての受付が始まる平成26年4月1日以前に守るべき秘密（地域相談員の委託や広域専門相談員の委嘱の手続に関する事）が漏れた場合の損害に比べて、障害のある人等が

らの相談や申立ての受付が始まる平成26年4月1日以後に守るべき秘密（障害のある人の個人情報、申立て内容等）が漏れた場合の損害が大きいからです。

第2項（適用）

（適用）

- 2 第29条及び第32条の規定は、平成26年4月1日以後になされた差別に係るものについて適用する。

【解説等】

この項は、特定相談（第29条）及び助言又はあっせんの申立て（第32条）が平成26年4月1日以後になされた差別に係るものを対象にすることを定めたものです。

平成26年4月1日以前になされた差別については、この条例に基づく特定相談や助言又はあっせんの申立てはできませんが、平成26年4月1日以後も差別が解消されていない場合には、この条例が適用されることとなります。

第3項（見直し）

（見直し）

- 3 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策については、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。

【解説等】

この項は、条例の見直しについて定めたものです。

条例を施行してから見えてくる課題、また、現在、政府が国会に提出している障害者差別解消法案の動きもあることから、少なくとも3年を目途に見直しをすることを規定しています。

施行後3年を目途とはしていますが、3年を待たないと見直しを行わないということではなく、少なくとも3年以内には施行状況を勘案し、検討を行うこととなります。